

消防法関係通知・通達等概要一覧

(昭和 40 年 7 月 26 日～昭和 64 年 1 月 7 日)

一般社団法人日本消火装置工業会

平成 26 年 12 月

消防法関係通知・通達等概要一覧

《注記》本表は、一般社団法人日本消火装置工業会がファイリングしている昭和40年7月26日～昭和64年1月7日までの総務省(自治省)消防庁等から発出された「通知・通達」等について、主に消火設備に関係するもののみを抜粋し、その概要についてまとめたものである。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要																																								
1	S40/ 7/26	自消丙予発第 128 号	消防消防法施行令第 32 条による消火設備の特例承認願いについて(北海道総務部長宛)	駐車場に設置する消火用乳化剤による消火装置について																																								
2	S41/ 1/19	自消丙予発第 1 号	消防法施行令第 32 条の規定の適用について (東京消防庁総監宛)	消火用界面活性剤を使用する駐車場の消火設備について (エクスチン・マルシ・フォーム、ニッタンフォーム、ハイフォーム、ミヤフォームの消火用界面活性剤を使用する駐車場の消火設備について)																																								
3	S41/ 3/29	自消丙予発第 39 号	消防法施行令第 32 条の規定の適用について (東京消防庁予防部長宛)	消防法施行令第 32 条の規定の適用について (ノーミフォーム・エース又はトーフォームを使用する駐車場の消火設備について)																																								
4	S42/10/ 3	自消丙予発第 78 号	消防法施行令第 32 条の規定の適用について (東京消防庁消防総監宛)	消防法施行令第 32 条の規定の適用について (ノーミフォーム・エース、ハイフォーム、ニッタンフォーム、エマルジフォーム、トーフォーム、ハツタ・クリーン・フォームの消火用界面活性剤を使用する駐車場の消火設備について)																																								
5	S44/10/20	消防予第 238 号	消防用設備等の標識類の様式について	昭和 37 年 9 月 6 日付自消丙予発第 86 号「消防用設備等の標識類の様式について」(消防庁予防課長通達)の改正 <table><tr><th rowspan="2">標識種類</th><th rowspan="2">根拠条文</th><th colspan="2">長さ (cm)</th><th colspan="2">色</th></tr><tr><th>短辺</th><th>長辺</th><th>地</th><th>文字</th></tr><tr><td>SP 制御弁</td><td>規則 14V</td><td>10 以上</td><td>30 以上</td><td>赤</td><td>白</td></tr><tr><td>SP 用送水口</td><td>規則 14VIハ</td><td>10 以上</td><td>30 以上</td><td>赤</td><td>白</td></tr><tr><td>手動起動装置 (水系、ガス系)</td><td>規則 16㉓Ⅱ他</td><td>10 以上</td><td>30 以上</td><td>赤</td><td>白</td></tr><tr><td>ホース接続口 (泡、ガス系)</td><td>規則 18㉓Ⅲ他</td><td>10 以上</td><td>30 以上</td><td>赤</td><td>白</td></tr><tr><td>外栓「消火栓」</td><td>規則 22Ⅱロ</td><td>10 以上</td><td>30 以上</td><td>赤</td><td>白</td></tr></table>	標識種類	根拠条文	長さ (cm)		色		短辺	長辺	地	文字	SP 制御弁	規則 14V	10 以上	30 以上	赤	白	SP 用送水口	規則 14VIハ	10 以上	30 以上	赤	白	手動起動装置 (水系、ガス系)	規則 16㉓Ⅱ他	10 以上	30 以上	赤	白	ホース接続口 (泡、ガス系)	規則 18㉓Ⅲ他	10 以上	30 以上	赤	白	外栓「消火栓」	規則 22Ⅱロ	10 以上	30 以上	赤	白
標識種類	根拠条文	長さ (cm)		色																																								
		短辺	長辺	地	文字																																							
SP 制御弁	規則 14V	10 以上	30 以上	赤	白																																							
SP 用送水口	規則 14VIハ	10 以上	30 以上	赤	白																																							
手動起動装置 (水系、ガス系)	規則 16㉓Ⅱ他	10 以上	30 以上	赤	白																																							
ホース接続口 (泡、ガス系)	規則 18㉓Ⅲ他	10 以上	30 以上	赤	白																																							
外栓「消火栓」	規則 22Ⅱロ	10 以上	30 以上	赤	白																																							

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
6	S44/ 7/24	消防予第 200 号	既存防火対象物に対する改正規定の適用について	1. 自動火災報知設備に関する事項 2. 電気火災警報器に関する事項 3. 非常警報設備に関する事項 4. 誘導灯に関する事項
7	S46/ 4/ 9	消防予第 54 号	消防法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)	1. 消防機関へ通報する火災報知設備の集中管理 2. 連結送水管の放水口及び非常コンセント設備の非常コンセントの設置個所の整備 3. 建築基準法令と消防法令との関連(排煙設備、非常照明等)
8	S46/ 4/ 9	消防予第 55 号	消防法施行規則の一部を改正する省令及び消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の施行について(通知)	1. 消防用設備等に関する事項 1) SP 設備のヘッド開放表示を中央管理室等に設け、集中管理することとした。 2) 中央管理室について 3) その他消火器具、煙感知器、非常警報設備に関する規定について整備された。 2. 消防用吸管に関する事項 消防用ゴム吸管に硬質の合成樹脂製の補強線の使用が認められた。他
9	S46/ 8/ 2	消防予第 108 号	一斉開放弁等の自主管理のための試験について(通知)	現在、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等の消防用機械器具等については、強制検定を行っているが、その他の消防用機械器具等についても(社)日本消火装置工業会に「認定業務運営委員会」を設け、一斉開放弁、流水検知器、不燃性ガス(二酸化炭素)消火設備の容器弁及びホースリールについて、消防庁の指導のもとに、別添の認定規約を定め、自主的に試験を行いその旨のラベルを貼付することとした。 [別添]: なし (※別添の認定規約はなし。)
10	S46/10/18	消防予第 150 号	一斉開放弁等に関する資料の送付について(第 1 次)	消防予第 108 号通知による自主管理のための試験に合格した消防用機械器具等の通知 [別添]: 省略

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
11	S46/12/23	消防予第 183 号	一斉開放弁等に関する資料の送付について (第 2 次)	スプリンクラー設備等の一斉開放弁及び流水検知装置並びに不燃性ガス消火設備の容器弁及びホースリールの自主管理のための試験結果通知 [別添]: 省略
12	S47/ 1/ 8	消防予第 14 号	固定消火設備として使用する泡薬剤について (回答) (愛知県総務部長からの照会 昭和 46 年 12 月 4 日付)	第 3 種泡消火設備として使用する泡薬剤は、従来動物性蛋白質を主剤とするものが使用されているが、界面活性剤スーパーフォームを主剤とする泡薬剤を屋外タンク貯蔵所の消火設備用にしても良いか？ → 適用できない。 ※界面活性剤の泡薬剤を危険物施設の消火薬剤として使用することについては、目下検討中であるので、その取扱いについて結論が出次第おって通知する予定である。
13	S47/ 3/ 9	消防予第 63 号	不燃性ガス(二酸化炭素)消火設備の安全対策について(通知)	昭和 46 年 10 月 29 日仙台市の第 2 オフィスビル地下 1 階駐車場において不燃性ガス誤放射事故が発生し、死者 1 人、負傷者 3 人が出た。要因は、①操作盤の連動機構が適切でなかったこと。②通常人が入らない方式の駐車場に人が入ったこと。③設備の維持管理が不備であったこと。④消防機関への通報が遅れたこと等にあると考えられる。 1. 標識の設置 1) 不燃性ガス消火設備が設置されている旨の表示 2) 音響装置が鳴動した場合又は不燃性ガスが放射された場合、速やかに退避すべき旨の表示 2. 起動方法 起動装置が設けられている場所に常時人がいない場合又は対象物内に管理者等関係者以外の者が出入りすることができない構造のものである場合以外は、起動方式は手動とするか又は自動・手動切替装置を設け通常は手動にしておくこと。 3. 音響装置の選択 1) できる限り音声によるもの 2) 起動装置の作動と連動して警報を発するもの

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				3) 放射後も遮断されない機構のもの 4. 操作盤の保安措置 1) 放射を停止する装置を設けること。 2) 起動装置の作動から不燃性ガスの放射までの時間は、少なくとも 20 秒以上となるような遅延装置を設けること。 3) 手動式のもの、押しボタンを有機ガラス等の防護板保護すること。 5. 維持点検の強化
14	S47/ 3/15	消防予第 65 号	一斉開放弁等に関する資料の送付について (第 3 次)	スプリンクラー設備等の一斉開放弁及び流水検知装置並びに不燃性ガス消火設備の容器弁及びホースリールの自主管理のための試験結果通知 [別添]: 省略
15	S47/ 3/29	消防予第 74 号	消防法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)	1. 防災に関する事項 1) 防災防火対象物の拡大 2) 防災物品の拡大 3) 防災性能基準の整備 2. 消防用設備等に関する事項 1) 屋内消火栓設備 ①水源の量を算定する規定と放水性能に関する規定を区分し基準を明確にした。 ②これに伴い、スプリンクラー設備及び屋外消火栓設備についても、同様な改正を行った。 2) スプリンクラー設備 ①天井の高さが 10m を超え、かつ、延べ面積が 70 m ² 以上のラック式倉庫にはスプリンクラー設備を設けるものとされた。 ②令別表第 1 (4) 項(百貨店等)基準が強化された。 ※床面積 1,500 m ² → 床面積 1,000 m ² ③初期消火を徹底させるため、スプリンクラーヘッドを設置しても効果が期待できない特定の部分等を除き、原則

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				としてヘッドを設置することとされた。 ④ラック式倉庫に設けるスプリンクラーヘッドの基準が自治省令で定められたこと。 3) 連結散水設備 ①防火対象物の用途に関係なく、地階の床面積の合計が 700 m²以上のものには連結散水設備を設置しなければならないものとされた。 ②散水ヘッドの設置場所、性能等については自治省令で定めることとされた。 ③連結散水設備を設置しなければならない防火対象物にスプリンクラー設備を設置した場合は、連結散水設備を省略することができるとされた。 3. 別表に関する事項 4. 施行期日等に関する事項
16	S47/ 6/19	消防予第 109 号	一斉開放弁等に関する資料の送付について (第 4 次)	一斉開放弁等の自主管理のための第 4 次試験の結果通知 [別添]：省略
17	S47/ 7/12	消防予第 116 号	水性フィルム消火剤を用いる消火設備に係る 消防法施行令第 32 条の規定の適用について (回答) (東京消防庁消防総監宛)	駐車場に設置する水性フィルム消火剤(ライトウォーター)による消火設備については、A 火災及び B 火災に対して有効であるので、消防法施行令第 32 条の規定を適用し、令第 15 条に規定する泡消火設備と同等以上の効力があるものと認めて差し支えない。
18	S47/ 8/15	事務連絡	消防法施行令及び同規則の規制事務に関する 執務資料の送付について	1. 火災報知設備の屋内配線に使用するケーブルについて 2. 電源箱型非常警報設備について 3. 煙感知器の設置について 4. 自動火災報知設備に係る移報用装置について 5. 消火用界面活性剤を用いる消火設備に対する消防法施行令第 32 条の規定の適用について 6. 自動火災報知設備用定電圧試験器について 7. 水性フィルム消火剤を用いる消火設備に係る消防法施行令第 32 条の規定の適用について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
19	S47/ 8/28	消防予第 127 号	一斉開放弁等に関する資料の送付について (第 5 次)	一斉開放弁等の自主管理のための第 5 次試験の結果通知 [別添]：※省略
20	S47/10/30	消防予第 150 号	一斉開放弁等に関する資料の送付について (第 6 次)	一斉開放弁等の自主管理のための第 6 次試験の結果通知 [別添]：省略
21	S47/12/22	消防予第 217 号	一斉開放弁等に関する資料の送付について (第 7 次)	一斉開放弁等の自主管理のための第 7 次試験の結果通知 [別添]：省略
22	S48/ 2/ 8	消防予第 23 号	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行 について	1. 防災規制に関する事項 2. 屋内消火栓設備に関する事項 1) 水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置には 呼水装置を設けること。 2) 屋内消火栓を 11 階以上の設ける屋内消火栓設備の非常電源 に関する基準が整備された。 3) 屋内消火栓設備の操作回路の配線又は表示灯の灯火の回路 の配線について 4) 屋内消火栓設備の配管について 3. スプリンクラー設備に関する事項 1) スプリンクラーヘッドを設置しても効果が期待できない部 分、放水による二次的災害が発生するおそれのある場所等 以外にスプリンクラーヘッドを設けること。 2) 劇場、演技場等の舞台部にスプリンクラーヘッドを設ける 場合には、開放型スプリンクラーヘッドを、その他の部分 には閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けること。 3) 開放型スプリンクラー設備の放水区域の数は各階ごとに 4 以下とし、同一階において 2 以上の放水区域を設けるとき は、隣接する放水区域を重複させること。 4) 自動警報装置について 5) 起動方式について 6) ラック式倉庫に設けるスプリンクラー設備について 7) 水源水量について 8) 放水性能について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				9) ドレンチャー設備の規格放水量の規定が水源水量の規定と性能の基準に区分され、明確にされた。 4. 連結散水設備に関する事項 1) 散水ヘッドを設ける部分及び散水ヘッドを設けなくても良い部分について 2) 散水ヘッドの設置方法について 3) 選択弁を設ける場合について 4) 送水口に設ける標識について 5) 連結散水設備の設置緩和について 5. その他 1) 屋外消火栓設備の加圧送水装置の始動を明示する表示灯及び操作回路に係る基準が屋内消火栓設備の場合と同様に定められた。
23	S48/ 4/10	消防予第 58 号	一斉開放弁等に関する資料の送付について (第 8 次)	一斉開放弁等の自主管理のための第 8 次試験の結果通知 [別添]：省略
24	S48/ 5/ 1	消防予第 68 号	消防法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)	1. 防火管理に関する事項 2. 防火に関する事項 3. スプリンクラー設備 1) 特定防火対象部のうち、平屋建て以外の防火対象物で、自治省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が 6,000 m²以上のものにはスプリンクラー設備を設けることとされた。 2) 特定防火対象部の用途に供される部分が存する複合用途防火対象物(令別表第 1(16)項イに掲げる防火対象物)で、特定防火対象物の用途に供される部分(自治省令で定める部分を除く。)の床面積の合計が 3,000 m²以上のものの階のうち、当該部分が存する階には、スプリンクラー設備を設けることとされた。 3) 地階、無窓階又は 4 階以上 10 階以下の階に関するスプリンクラー設備の設置強化が図られた。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				4) 防火対象物の11階以上の階にはスプリンクラー設備を設けなければならないこととされた。 4. 別表第1に関する事項 複合用途防火対象物のうち、特定防火対象物の用途に供される部分が存するものは(16)項イとされ、これ以外の複合用途防火対象物が(16)項ロとされた。
25	S48/ 5/10	事務連絡	消防法施行令及び同規則の規制事務に関する執務資料の送付について	1. 床面積の算定について 2. ニューマチック構造の仮設建築物における消防用設備等の取扱いについて 3. 消防法施行令第6条に定める防火対象物の指定について 4. 消防法施行令に関する疑義について 5. 消防法施行令別表第1に関する疑義について 6. 消火用炭酸ガスシリンダーの内容量検量器について 7. 消火弾「ストロングピン」の取扱いについて 8. 屋内消火栓及び連結送水管の設置について 9. 消防用設備等の設置単位について 10. スプリンクラー設備の設置について 11. 消防法施行令別表第1(9)項に係る疑義について
26	S48/ 5/16	消防予第76号	消防法施行規則の一部改正に伴う告示の運用について	自家発電設備、蓄電池設備、耐火電線、耐熱電線、流水検知装置、非常警報設備及び開放型散水ヘッドの技術上の基準が制定された。
27	S48/ 5/19	消防予第82号	消防法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴う消防用設備等の設置に関する消防法令の運用基準の細則について	1. 非常電源に関する事項 2. 連結散水設備に関する事項
28	S48/ 6/ 6	消防予第87号	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について	1. 防火管理に関する事項 2. 防火に関する事項 3. スプリンクラー設備に関する事項 1) スプリンクラー設備を設置しなくてよい部分について 2) スプリンクラーヘッドを設けなくてもよい部分の追加

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				4. 自動火災報知設備に関する事項 5. 非常警報設備に関する事項 6. 避難器具に関する事項 7. 誘導灯に関する事項
29	S48/ 6/29	消防予第 102 号	一斉開放弁等に関する資料の送付について (第 9 次)	一斉開放弁等の自主管理のための第 9 次試験の結果通知 [別添]：省略
30	S49/ 2/12	消防安第 10 号	一斉開放弁等の自主管理のための試験について	昭和 48 年 2 月 10 日消防庁告示第 5 号及び第 7 号が示されたことにより、「認定業務運営委員会」を「消火設備認定業務委員会」とし、一斉開放弁等従来の認定対象品目に新たに開放型散水ヘッドが加えられた。
31	S49/ 5/ 7	消防安第 44 号	不燃性ガス(二酸化炭素)消火設備の安全対策について	東京都内の自由民主党会館(昭和 49 年 2 月 5 日、負傷者 6 名)及び住友新橋ビル地下駐車場(昭和 49 年 3 月 15 日、カローラ 1 台焼損、負傷者 4 名)において、二酸化炭素放射に伴う事故が発生したことにより、安全対策の徹底が図られた。 1. 維持管理の徹底 1) 常時十分な点検を行うこと。 2) 関係者に対して不燃性ガスの人体に対する危険度、設備の適正な取扱い方法、作動の際の通報避難法等の周知徹底 2. 漏えい防止装置 不燃性ガス消火設備設置階の防護区画外及びその下階で、不燃性ガスが漏えいした場合に人命に危険を及ぼす場所が存在するときには、当該ガスの漏えいを完全に防止するため防護区画の開口部にはガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自閉式の防火戸を設け、すき間にはシールをするなど必要な措置を講ずること。 3. 音響警報装置及び標識 1) 音響警報装置は、警報音により警報がなされた後さらに音声によっても警報を発するものとする。 2) 不燃性ガス(二酸化炭素)消火設備を設置した防護区画内及び当該防護区画の出入口部の見やすい位置には、次に掲げる

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				標識板を設けること。 ①音響警報装置が音声による場合 ※横 480mm 以上×縦 270mm 以上 ※ここには二酸化炭素消火設備を設けています。ガスを放出する前に退避指令の放送を行ないます。放送の指示に従い室外へ退避して下さい。 ②音響警報装置がサイレン・ベル等による場合 ※横 480mm 以上×縦 270mm 以上 ※ここには二酸化炭素消火設備を設けています。ガスを放出する前にはサイレン(又はベル)が鳴ります。二酸化炭素は窒息の危険があるのでただちに室外へ退避して下さい。 4. 放出表示灯 二酸化炭素が放出された場合には、防護区画のすべての出入口及び前記 2 に掲げる場所の主要な出入口等には表示灯を設けること。 ※横 300mm 以上×縦 100mm 以上 ※二酸化炭素充満 危険・立入禁止 5. 起動装置 1) 手動起動装置のガス放出装置は、音響警報装置の起動装置と同一の操作箱内に設け手動で作動させるか又は火災感知装置と連動して作動するものとし、いずれの場合であっても音響警報を発した後防護区画外に退避しうる適当な時間を経過しなければガス放出装置が作動しない構造とすること。 2) 手動起動装置部分には、照明スイッチ等他の設備の操作とまぎらわしい表示をしないこと。 6. 避難口 不燃性ガス消火設備を設置した防護区画には、2 方向避難ができるよう 2 以上の避難口を設けること。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				なお、避難口に設ける扉は、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自動閉鎖装置付甲種防火戸とすること。 7. 呼吸保護器等の設置 避難誘導及び救助に必要な呼吸保護器等の救助器具を防護区画外の適当な個所に備えておくこと。 8. 消防機関が救助を行う場合の措置
32	S49/12/ 2	消防予第 133 号 消防安第 129 号	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について	1. 防火管理に関する事項 2. 無窓階に関する事項 3. 屋内消火栓設備に関する事項 1) 屋内消火栓設備の非常電源について、非常電源専用受電設備は、発電所、変電所等の事故等により電気事業者からの送電が停止された場合、屋内消火栓設備を有効に使用することができなくなること等を考慮し、特定防火対象物で延べ面積が 1,000 m²以上のものには、非常電源として認めないこととされたこと。 2) 屋内消火栓設備の配管の基準に吸水管、バルブ類、配管の管径等に関する規定が追加された。 3) 加圧送水装置は、高架水槽を用いる方式、圧力水槽を用いる方式又はポンプを用いる方式に限定するものとし、それぞれの方式における性能規定された。 ①屋内消火栓のノズルの先端における放水圧力が 7kg/c m²を超えないよう逃がし管を設ける等の措置を講じること。 ②起動装置は直接起動及び遠隔起動もできること。 ③加圧送水装置は手動操作によってのみ停止できるものであること。 ④加圧送水装置の性能を定める場合における消防用ホース及び配管の摩擦損失計算は消防庁長官が定める基準によること。なお、消防庁長官が定める基準は追って告示する予定であること

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				4) 貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等には、地震による震動等に耐えるための行こうな措置を講じることとされた。なお、細目については追って示す予定であること。 5) その他表示灯、呼水装置等の基準の整備が図られた。 4. スプリンクラー設備に関する事項 1) 「スプリンクラー設備代替区画」はスプリンクラー設備の設置の対象部分から除外されるか又はスプリンクラー設備の設置基準面積から当該区画された部分の面積を除外されることとされていたが、令別表第1(2)項及び(4)項に掲げる防火対象物並びに道標(16)項イに掲げる防火対象物(同表(2)項及び(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)にあつては、出火及び延焼の危険性、避難の困難性等を考慮し、「スプリンクラー設備の代替区画」であっても、スプリンクラー設備の設置基準面積から除外しないこととされた。 2) スプリンクラーヘッドを設置しなくてもよい部分について ①従来、階段室はすべてスプリンクラーヘッドの設置を免除していたが避難及び消火活動をより円滑に行うため、令別表第1(2)項、(4)項及び(16)の2)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(2)項及び(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられるものにあつては、避難階段及び特別避難階段以外の階段にはスプリンクラーヘッドを設けることとされた。 ②手術室、分娩室、内視鏡検査室、人口血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室、その他これらに類する室、電子顕微鏡室、レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室はスプリンクラーヘッドによる放水により人命に危険を及ぼすおそれがあること等からスプリンクラーヘッドを設けなくてもよいこととされた。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				③劇場等で固定式いす席を設ける部分でスプリンクラーヘッドの取付け面の高さが8m以上である場所は、可燃物が少なく、かつ、天井面が高いため火災発生時において閉鎖型スプリンクラーヘッドが消火のため有効に作動することがあまり期待できないこと等からスプリンクラーヘッドを設けなくてもよいこととされた。 ④令別表第 1(16)項イに掲げる防火対象物で同表(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、乗降場並びにこれに通ずる専用の階段及び通路は可燃物がないことを考慮し、スプリンクラーヘッドを設けなくてもよいこととされた。また、本号を新たに規定したことにより、従来規則第 13 条第 2 項第 6 号に規定していた「プラットホームの上屋」を削除した。 ⑤複合用途防火対象物におけるスプリンクラー設備代替区画が定められた。 ⑥開放型スプリンクラーヘッドは、令別表第 1 に掲げる防火対象物の舞台部に、閉鎖型スプリンクラーヘッドは舞台部以外の部分に設けることとされ、ヘッドの種別に応じ火災を有効に消火できるようにそれぞれのヘッドの取付方法が定められた。 ⑦防火対象物の地階で地下街と一帯をなすとみなされる部分におけるスプリンクラー設備に関する基準の運用については、自動警報装置の受信部が、地下街及び当該地下街と一体とみなされる防火対象物に別々に設置されている場合は、受信部のある場所相互で同時に通話することができる設備を設け、火災発生状況を相互に連絡することにより適当な措置を講じることとされた。 ⑧一斉開放弁又は手動式開放弁、制御弁、末端試験弁及び送水口に関する規定の整備が図られた。 ⑨加圧送水装置に関する規定が、屋内消火栓設備と同様な

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				規定が設けられた。 ⑩閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の水源水量を、ラック式倉庫で準危険物又は特殊可燃物を貯蔵し又は取り扱うもの、消防法第8条第1項に規定する百貨店及び令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物並びにヘッドの取付け面の高さが8m以上となる防火対象物について強化するとともに、地下街に設けるスプリンクラー設備の水源の水量を新たに定めたこと。 ⑪地下街に設置するスプリンクラー設備は、規則第14条第1項の規定の例によるほか、次により設けることとされたこと。 ・スプリンクラーヘッドは、地下街における消火の困難性を考慮し原則として天井の室内に面する部分又は天井裏の部分に設けること。 ・スプリンクラーヘッドは、火災をより初期の段階で消火するため厨房等火気を使用する設備又は器具を設置する部分にあつては天井等の各部分を半径1.7mの円で、その他の部分にあつては半径2.1mの円でそれぞれ包含できるように設けること。 5. 水噴霧消火設備に関する事項 1) 水源の水量を、準危険物又は特殊可燃物を貯蔵し又は取り扱う防火対象物にあつては床面積1㎡につき10ℓ/minの割合で計算した量で20分間以上、駐車のに供される部分にあつては床面積1㎡につき8ℓ/minの割合で計算した量で20分間それぞれ放射できる料以上の量とされたこと。 2) 加圧送水装置について、屋内消火栓設備と同様な規定が定められたこと。 3) その他呼水装置、非常電源、配管等に関する規定の整備が図られたこと。 6. 泡消火設備に関する事項

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				1) 化学泡消火液を用いる泡消火設備がほとんど設置されていないことにかんがみ、泡消火薬剤を用いる泡消火設備について技術上の基準が定められた。 2) 泡を膨張比により低発泡(膨張比が20以下の泡)、高発泡(膨張比が80以上1000未満の泡)に分類し、泡放出口は低発泡にあつては泡ヘッドを、高発泡にあつては高発泡用泡放出口を設けることとされた。 3) 泡ヘッドについてはその種別に応じ泡ヘッドの設置個数を定めるとともに、当該泡ヘッドが設置される防火対象物又はその部分及び泡消火薬剤の種別に応じ泡水溶液の放射量等が定められた。 4) 高発泡用泡放出口は、高発泡を用いる泡消火設備の泡の放出方式(全域放出方式又は局所放出方式)、防火対象物若しくはその部分又はその部分の区分及び泡放出口の膨張比による種別(第1種(膨張比が80以上250未満のもの)、第2種(膨張比が250以上500未満のもの)又は第3種(膨張比が500以上1000未満のもの)に分類されている。)に応じ、泡放出口の設置方法、泡水溶液の放出量等が定められた。なお、冠泡体積とは、高発泡を用いる泡消火設備が防護対象物に高発泡に泡をかぶせて消火することから、防護対象物の最高位より0.5m高い位置までの体積をいうこととされたものであること。また、防護面積は放出された泡が流れることを考慮し、防護対象物を外周線で包囲した部分の面積をいうこととされたものであること。 5) 泡消火薬剤の貯蔵量は、防火対象物若しくはその部分又は防護対象物の種別及び泡放出口の種別に応じて貞あめられた泡水溶液の量に泡消火薬剤の種別に応じ消防庁長官が定める希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすることとされた。これは、泡水溶液が泡消火薬剤と水との混合液であるので、泡消火薬剤の量は泡水溶液量に消火薬剤の希釈容

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				量濃度を乗じて算出することとされたものであること。なお、この場合の消火薬剤の希釈容量濃度は通称「3%型」又は「6%型」といわれているものであり、消防庁長官が定める希釈容量濃度は追って告示される予定であること。 6) 泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目が次のように定められた。 ①移動式の泡消火設備に用いる泡消火薬剤は消火効果等を考慮し低発泡のものに限ることとされたこと。 ②加圧送水装置については、屋内消火栓設備と同様な規定が定められたこと。 ③起動装置については、スプリンクラー設備と同様な規定が定められたこと。この場合、高発泡用泡放出口を用いる泡消火設備については、泡放出時に人命に危険がおよぶ等泡の放出を一時停止しなければならない事態も予想されることから、泡の放出を停止するための装置を設けることとされたこと。 ④泡放出口、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置は消防庁長官の定める基準に適合するものとされたこと。なお、消防庁長官の定める基準は追って告示される予定であること。 ⑤その他、自動警報装置、非常電源、配管等に関する規定の整備が図られたこと。 7) 今回の泡消火設備の技術上の基準が定められたことにより、従来駐車場に設ける泡消火設備に関する令第32条の基準は消滅するものであること。 7. 二酸化炭素消火設備に関する事項 1) 消火剤の貯蔵状態により高圧式のものと及び低圧式のものに区分された。 2) 全域放出方式の噴射ヘッドについては、その放射圧力を定めるとともに、防火対象物又はその部分の区分に応じ定め

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				られた消火剤を、それぞれの区分に応じた時間内に放射できるように設けることとされたこと。また、噴射ヘッドは消防庁長官が定める基準に適合するものとされたこと。なお、消防庁長官が定める基準は追って告示する予定であること。 3) 局所放出方式の噴射ヘッドは、防護対象物の火災を有効に消火できるように設けるとともに、防護対象物の区分に応じ定められた消火剤を30秒以内に放射できるように設けることとされた。 4) 貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量は、防護対象物若しくはその部分又は防護対象物及び放出方式の区分に応じて定められたこと。この場合、全域放出方式又は局所放出方式の二酸化炭素消火設備において、同一の防火対象物又はその部分に防護区画又は防護対象物が2以上存する場合には、2以上の防護区画又は防護対象物において同時に火災が発生する確率が低いこと等を勘案し、防護区画又は防護対象物のうち最大のものに必要となる消火剤を貯蔵すれば足りることとされたこと。 5) 全域放出方式又は局所放出方式の二酸化炭素消火設備に関する技術上の基準の細目が次のように定められたこと。 ①駐車の用に供される部分及び通信機器室に設ける二酸化炭素消火設備は、消火効果を考慮し、全域放出方式のものとしなければならないこととされた。 ②防護区画の換気装置は、放射された消火剤が他の場所に流出しないように消火剤放射前に停止できる構造としなければならないこととされた。 ③全域放出方式の二酸化炭素消火設備を設置した防火対象物又はその部分の開口部は、放射された消火剤にによる人命危険等を考慮し安全各被のための一定の条件を満足するものでなければならないこととされた。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				④貯蔵容器内の温度が上昇すること等により消火剤が噴出することを防止するため、貯蔵容器の充てん比は、高圧式のものにあっては 1.5 以上、低圧式のものにあっては 1.1 以上であることとされた。 ⑤低圧式貯蔵容器は、一定の耐圧試験に耐えるもので、かつ、貯蔵容器が破裂しないように安全弁及び破壊板を設けるとともに、一定の圧力を保つために圧力計、圧力警報装置、冷凍機を設けることとされた。 ⑥貯蔵容器から噴射ヘッドまでの間に選択弁又は開閉弁を設けるものには、配管の破裂を防止するための噴射ヘッドと選択弁等との間に安全装置を設けることとされた。 ⑦二酸化炭素消火設備の起動方式は原則として手動式とすることとし、起動装置の放出用スイッチ、引き栓等は音響警報装置が作動した後でなければ操作できない構造にすること等起動装置についての規定が定められた。 ⑧音響警報装置は、手動又は自動による起動装置の操作又は作動と連動して、自動的に防護区画又は防護対象物にいるすべての者に報知できるものであり、かつ、放射剤が放出する旨を徹底するため消火剤放射前に音響は遮断されないものとされた。また、全域放出方式のものに設ける音響警報装置は、防護区画又は防護対象物にいる者に消火剤が放射されることを徹底させるため、原則として音声による警報装置とされた。 ⑨二酸化炭素消火設備を設置した場所には、換気設備を設ける等その放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置を講じることとされた。 ⑩全域放出方式のものには、警報装置が作動後防護区画等にいる者が速やかに退避できる時間が必要であることから、起動装置の放出用スイッチ、引き栓等の作動から容器弁又は放出弁の開放までの時間が 20 秒以上となるよう

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				に遅延装置を設け、誤って起動装置が操作された場合、当該遅延装置が作動している間に消火剤が放出しないような措置を講じる等保安のための措置を講じることとされた。 ⑪非常電源は、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、消火剤が放出された防護区画等への進入防止のための表示、放射された消火剤の安全な場所への排出等を行うため、非常電源の容量は二酸化炭素消火設備を有効に1時間以上作動できる容量とするほか、屋内消火栓設備の非常電源の規定の例により設けることとされた。 ⑫その他配管、選択弁、容器弁等についての規定が定められた。 6) 移動式の二酸化炭素消火設備に関する技術上の基準の細目が次のように定められたこと。 ①ノズルは、20℃において、1のノズルにつき毎分60kg以上の消火剤を放射できるものでなければならないこととされた。 ②移動式のものは、火災のとき煙が著しく充満する恐れのある場所以外の場所に設けることとされた。 ③貯蔵容器の開放弁、貯蔵容器等についての規定が定められた。 8. ハロゲン化物消火設備に関する事項 1) ハロゲン化物消火設備に用いる消火剤の種類は、安全に消火できるようにすることから、ジブロモテトラフルオロエタン(ハロン2402)、ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン1211)又はブロモトリフルオロメタン(ハロン1301)とされ、このうちハロン2402を放出する噴射ヘッドは、当該消火剤を霧状に放射するものとされたこと。また、噴射ヘッドの圧力は消火剤の種類に応じて定められるとともに、防火対象物又はその区分に応じて定められた消火剤を30秒以内に

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				放射できるようにもうけることとされた。 2) 局所放出方式の噴射ヘッドは防護対象物を有効に包含できるように設けるとともに、防護対象物の区分に応じ定められた消火剤を30秒以内に放射できるように設けることとされた。 3) 貯蔵容器又は貯蔵タンクに貯蔵する消火剤の量は、防火対象物若しくはその部分又は防護対象物の区分、消火剤の種別及び消火剤の放出方式に応じて定められた。また、前行放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備において、同一の防火対象物又はその部分に防火区画又は防護対象物が2以上存する場合に消火剤の貯蔵量は二酸化炭素消火設備の規定に準じた量とされたこと。 4) 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備に関する技術上の基準の細目が次のように定められた。 ①駐車の用に供される部分、通信機器室又は特殊可燃物を貯蔵し、若しくは取り扱う防火対象物若しくはその部分に設けるハロゲン化物消火設備は、消火効果を考慮し全域放出方式のものとしなければならないこととされた。 ②貯蔵容器等、配管、容器弁、選択弁、保安のための措置等について二酸化炭素消火設備と同様な規定が設けられた。 5) 移動式のハロゲン化物消火設備に関する技術上の基準の細目が次のように定められた。 ①ノズルは、20℃において1のノズルにつき毎分消火剤の種別に応じて定められた消火剤の量を放射できるものでなければならない。 ②その他二酸化炭素消火設備と同様な規定が設けられた。 9. 粉末消火設備に関する事項 1) 粉末消火設備に用いる消火剤の種類は、防火対象物又は防護対象物における菓子を有効に消火するため、炭酸水素ナ

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				トリウムを主成分とするもの(第 1 種粉末)、炭酸水素カリウムを主成分とするもの(第 2 種粉末)、りん酸塩類等を主成分とするもの(第 3 種粉末)又は炭酸水素カリウムと尿素との反応物(第 4 種粉末)とされた。 2) このうち、第 1 種粉末、第 2 種粉末又は第 4 種粉末は B 火災及び C 火災に適応するものであり、第 3 種粉末は A 火災、B 火災又は C 火災の消火に適応するものであることから、駐車の用に供される部分に設置する粉末消火設備に使用する消火剤は、第 3 種粉末のものに限定された。 3) 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備又は連結散水設備の代替設備として設けられる粉末消火設備に用いられる消火剤についても第 3 種粉末とするように指導された。 4) 消火剤を貯蔵する貯蔵容器又は貯蔵タンク及び配管には、残留放射用ガス又は残留消火剤による腐食を防止するため、残留ガス又は消火剤を処理することができるクリーニング装置を設けることとされた。 5) その他二酸化炭素消火設備と同様な規定が設けられた。 10. その他 消防法第 17 条の 8 の 2 の規定により消防設備士は一定の期間ごとに都道府県知事が行う講習を受けることとされた。また、消防設備士免状の記載事項から現住所が削除されたことに伴い、消防設備士免状の様式が全面的に改められた。
33	S50/ 1/ 7	事務連絡	消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 49 年 12 月 2 日自治省令第 40 号)に係る官報及び施行通達の正誤について	昭和 49 年 12 月 2 日付けの通達(消防予第 133 号、消防安第 129 号 消防法施行規則の一部を改正する省令について)の正誤について別紙 1 及び 2 ののとおり通知する。 なお、官報正誤については近日中に官報で公示される予定。
34	S50/ 1/30	消防安第 7 号	トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策について(通知)	【別添 1】地下鉄道の火災対策の基準 1. 構造物の不燃化 2. 防災管理室の整備

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				3. 警報設備、通報設備、避難誘導設備等の整備 4. 消火設備の整備 1) 駅には次の設備を設けること。 ①消火器 ②屋内消火栓設備 ③連結散水設備又は送水口を附置したスプリンクラー設備 ④連結送水管 2) 駅間には、駅間距離が長い場合は連結送水管を設けること。 5. 防災管理体制の整備 【別添 2】 地下鉄道の火災対策の基準の取扱いについて 1. 第 1 項について 2. 第 2 項について 3. 第 3 項(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)について 4. 第 4 項について 1) 消火器は、駅のうち消火活動上必要と認められる箇所に消防法施行令第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定により設けるものとする。 2) 屋内消火栓設備は、駅のうち消火活動上必要と認められる箇所に消防法施行令第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定により設けるものとし、非常電源を附置するものとする。 3) 連結散水設備又は送水口を附置したスプリンクラー設備は、乗降場、コンコース、通路(階段及び傾斜路を含む。)、居室(運転保安に関するものに限る。)、売店(移動可能なものに限る。)、変電所、電気室及び機械室以外の箇所に消防法施行令第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 28 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定により設けるものとする。 4) 駅の連結送水管の放水口は、乗降場、コンコース及び通路で消火活動上必要と認められる箇所に設けるものとする。 なお、連結送水管は消防法施行令第 29 条第 2 項の規定により設けるものとする。ただし、送水口を附置した屋内消火

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				栓設備が設けられ、消火活動上有効であると認められる場合は、この限りでない。 5) 駅間距離が長い場合とは、隣接する駅の乗降場に設けられた連結送水管の放水口相互間の距離が 500mを超える場合をいう。 6) 駅間の連結送水管の放水口は、500m以下の間隔で設けるものとする。なお、連結送水管は消防法施行令第 29 条第 2 項の規定により設けるものとする。 5. 第 5 項について 【別添 3】車両の防災対策、電車の火災事故対策の通達の改正点
35	S50/ 3/ 5	消防安第 26 号	消防用設備等の設置単位について	消防用設備等の設置単位については、昭和 38 年 9 月 21 日付自消丙予発第 57 号をもって通達したが、防火対象物相互の接続方法について種々の態様が出現してきた等にかんがみ、その取扱いが改正された。
36	S50/ 4/10	消防安第 39 号	消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示について	第 1 点検の内容及び方法 第 2 点検の期間 第 3 点検の結果についての報告書の様式
37	S50/ 4/10	消防安第 40 号	消防設備点検資格者を定める告示等の施行について(通知)	防火対象物における消防用設備等を点検する資格を有する者が定められ、消防用設備点検資格者となるために必要な知識及び技能を修得することができる講習が定められた。 また、消防設備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等の種類が定められた。ことに関する運用留意事項 第 1 消防用設備点検資格者を定める告示 第 2 消防設備点検資格者講習を定める告示 第 3 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うことができる消防用設備等の種類を定める告示
38	S50/ 4/15	消防予第 41 号 消防安第 41 号	令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて	防火対象物に関する基本的な解釈及び運用について示し、その範囲及び取扱いを明確にした。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				1. 「管理についての権限、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分」について 2. 一般住宅(個人の住宅の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外の者をいう。)の用途に供される部分が存する防火対象物について
39	S50/ 4/28	予防部長通知	消防用設備等の設置単位について	消防用設備等の設置単位については、昭和 38 年 9 月 21 日付自消丙予発第 57 号をもって通達したが、防火対象物相互の接続方法について種々の態様が出現してきた等にかんがみ、その取扱いが改正された。
40	S50/ 5/ 1	消防安第 49 号	共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について	共同住宅の高層化、大規模化、複合用途化等旧基準を示した時点では予想しない形態のものが出現してきたこと等に伴い、共同住宅等の火災の早期発見、通報、避難等入居者の人命安全対策の観点から新たに下記のとおりとすることにした。 (共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について)令第 32 条の規定による特例を認めて差し支えないものであること。 第 1 特例基準 1. 消火器具 2. 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備 3. スプリンクラー設備 4. 自動火災報知設備 5. 非常警報設備 6. その他 第 2 施行期日等
41	S50/ 5/ 6	消防安第 50 号	消防設備士試験等の実施基準の一部改正について(通知)	消防設備士免状に関する事務処理要領等の一部改正。
42	S50/ 6/16	消防安第 65 号	消防法の一部を改正する法律(昭和 49 年 6 月 1 日法律第 64 号)等に関する質疑応答について	下記の法令に関する質疑応答について 1. 消防法の一部を改正する法律(昭和 49 年 6 月 1 日法律第 64 号)

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
			て	2. 消防法施行令及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和 49 年 6 月 1 日政令第 188 号) 3. 消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年 7 月 1 日政令第 252 号) 4. 消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 49 年 7 月 1 日自治省令第 27 号) 5. 消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施項目(昭和 49 年 7 月 1 日消防庁告示第 2 号) 6. 消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 49 年 12 月 2 日自治省令第 40 号)
43	S50/ 6/23	消防安第 70 号	消防法施行令及び同施行規則に関する執務資料について	[質疑] 1. 屋外に設けられる機械駐車設備について 2. 予防事務処理上の問題について 3. 消防法施行令第 11 条第 3 項第 5 号の非常電源について 4. 屋外常置式避難救命塔について 5. 共同住宅を独身寮に転用した場合の規制について 6. 「踊り場を付置したすべり棒」の取り扱いについて 7. 屋内消火栓設備の非常電源に使用する内燃機関の消防法施行令第 32 条適用について 8. 「厨房並びにダクト火災用自動消火装置」の使用承認について 9. 消防用設備(避難器具)の特例の認定について 10. 自動火災報知設備の設置の有無について 11. 消防法施行令第 32 条適用の共同住宅の扱いについて 12. 屋内消火栓設備等の配管について 13. 避難器具の仕様の一部変更について 14. 屋内消火栓設備に関する疑義について 15. 検疫所の隔離所に対する令別表第 1 の適用について 16. 立体組立仮設駐車場(北全式)に設置する消防用設備について 17. 消防用設備(避難器具)の特例の認定について 18. 無窓階の取扱いに関する疑義について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
44	S50/ 7/10	消防安第 77 号	既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について	既存の特定防火対象物の中にはスプリンクラー設備等を現行の基準に従って設置することが構造上困難であるものが見受けられること等特殊な状況があること等を勘案し、既存防火対象物に対し、消防法施行令第 32 条の規定を適用する場合の特例基準を下記のとおり定めた。 第 1 防火対象物の用途別による特例措置 第 2 消防用設備等の種類に応じた特例措置 第 3 その他
45	S50/ 7/12	消防安第 84 号	精神病院の消防用設備等の設置について	精神病院においては、火災を早期に発見し、医師、看護婦等による安全かつ迅速な避難誘導を図ることが必要である。しかし、患者による初期消火活動が期待できないこと、患者が消防用設備等を取りはずしたり、破壊すること等通常の維持管理が困難であること等を考慮し、重症患者を収容する病棟又は病室が存する階における消防用設備等の設置及び維持管理に関し、消防法施行令第 32 条運用基準が定められた。
46	S50/ 7/12	消防安第 85 号	自家発電設備の基準の一部を改正する告示等の施行について	消防庁告示第 7 号及び第 8 号をもって高圧又は特別高圧で受電するキュービクル式非常電源専用受電設備の基準並びに低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤の基準がそれぞれ定められた。
47	S50/ 7/15	消防安第 83 号	消防法施行令の一部を改正する政令の施行について	検定を受けなければならない消防用機械器具等として新たに流水検知装置及び一斉開放弁を加える等の措置が講じられた。 その他、化学泡消火液に係る規定の整理が行われた。
48	S50/10/16	予防課長通知	執務資料「疑義応答集」の送付について	去る 8 月 20 日「消防法施行令並びに火災予防条例の特例基準等に関する規程」の一部改正(共同住宅等に係わる消防用設備等の技術基準の特例)が行われたが、この特例基準の細部について統一的に運用を行う必要が生じたため、これらの見解を定め、適正な運用をはかろうとするもの。 1. 一般事項 2. 防火区画関係 3. 二方向避難関係

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				4. 共用部分の内装 5. 消火器具 6. 自動火災報知設備 7. 代替基準 8. 政令別表第 1 関係 9. 省令関係 10. 条則関係 11. 予防規定関係 12. 屋内消火栓設備の質疑 13. スプリンクラー設備の質疑 14. 水噴霧消火設備等の質疑 15. 既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用についての運用 16. 既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用についての運用(警報及び消火設備関係) 17. 精神病院の消防用設備等の設置について(昭和 50 年 7 月 12 日消防安第 84 号)の運用について 18. 消防法の一部を改正する法律(昭和 49 年 6 月 1 日法律第 64 号)等に関する質疑応答について(昭和 50 年 6 月 16 日商簿いう安第 65 号)の運用について
49	S50/11/13	消防安第 168 号	消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について	消防庁告示第 14 号をもって消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式が定められた。
50	S50/12/ 9	消防安第 184 号	流水検知装置の技術上の規格を定める省令及び一斉開放弁の技術上の規格を定める省令並びに消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について	昭和 50 年 7 月 8 日政令第 215 号をもって消防法施行令の一部が改正され、検定を受けなければならない消防用機械器具等として新たに流水検知装置及び一斉開放弁が加えられたことに伴い、昭和 50 年 9 月 26 日流水検知装置の技術上に規格を定める省令(昭和 50 年自治省令第 18 号)及び一斉開放弁の技術上の規格を定める省令(昭和 50 年「自治省令第 19 号」)が公布され、さらに昭和 50 年 11 月 18 日消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 50 年自治省令第 22 号)が公布された。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
51	S50/12/19	消防安第 195 号	消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令が昭和 50 年 12 月 2 日政令第 345 号をもって公布され、日本消防検定協会が行う消防用機械器具についての試験及び個別検定の手数料の額の引き上げ等の措置が講じられ、続いて塩宇和 50 年 12 月 19 日自治省告示第 251 号をもって型式変更試験の手数料の額等が定められた。
52	S51/ 2/ 6	覚書	容器保安規則の運用について	通商産業省及び消防庁は、容器保安規則の一部を改正する省令の制定に際して、下記のとおり了解する。 1. 通商産業大臣は、容器保安規則第 42 条第 1 号中「通商産業大臣が保安上支障がないと特に認める容器」に消防用の設備に使用する容器を指定することとし、日本消防検定協会又は財団法人日本消防設備安全センターが試験を行いその安全性を確保するものとする。 2. 通商産業大臣は容器保安規則第 41 条の 6 の「通商産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験等」として消防用設備等のバルブの規格基準に基づき日本消防検定協会又は財団法人日本消防設備安全センターが行う試験等を認めるものとする。
53	S51/ 3/ 3	消防安第 31 号	建築基準法施行令第 129 条の 2 の規定に基づく建設省告示について	建築基準法施行令第 129 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、建築物に設ける給排水設備の技術基準が昭和 50 年 12 月 20 日付建設省告示第 1597 号として定められ、この運用細目が別紙 1 のとおり昭和 51 年 1 月 1 日付け建設省住指発第 6 号をもって建設省住宅局建築指導課長から各特定行政庁建築主務部長あて通知された。 なお、同通達中 2. (2)で「給水タンク等の内部に飲料水の配管設備以外の配管設備を設けてはならないことも含む」とされているが、飲料水の配管設備以外の配管設備には、消防用設備等(泡消火設備を除く。)に係る配管設備は、含まないものとして取り扱ってさしつかえない。 ※建設省住指発第 6 号(昭和 51 年 1 月 1 日)添付

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
54	S51/ 3/23	消防安第 47 号	消防法施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 自吸式ポンプについて 2. 消防用設備等の非常警報設備(非常ベル)の音響装置の警報に係る既存遡及について 3. 地震による震動等に耐えるため有効な措置として使用する可とう継手の使用について 4. 無線通信補助設備に用いる漏洩同軸ケーブルの耐熱性等の認定について 5. 消防設備点検資格者講習の受講資格について 6. 消防用設備等の設置に関する疑義について 第 1 無窓階関係 第 2 屋内消火栓設備 第 3 スプリンクラー設備 第 4 水噴霧消火設備等 第 5 誘導灯 第 6 火災報知設備の屋内配線に関する疑義について
55	S51/ 4/ 1	予防課長通知	消防法施行令及び同施行規則に関する執務資料について(昭和 51 年 1 月 9 日消防安第 8 号)の運用について	1. 非常電源回路に使用する耐火性能を有するバスダクトについて(昭和 50 年 7 月 2 日)の運用について 2. 基準法令の適用の時期及び屋内消火栓設備等に用いるポンプの取扱いについて(昭和 50 年 7 月 11 日消防安第 80 号) 3. 電気設備の設置されている部分の消火設備の設置について(昭和 50 年 7 月 11 日消防安第 81 号)の運用について 4. 消火用ガラスボールの取扱いについて(昭和 50 年 9 月 4 日消防安第 106 号)の取扱いについて 5. 避難器具の特例認定について(昭和 50 年 10 月 6 日消防安第 127 号)の取扱いについて 6. アーケード設置基準の運用について(昭和 50 年 11 月 13 日消防安第 169 号)の取扱いについて
56	S51/ 4/ 9	消防安第 60 号	消防法施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 救助袋に関する特例基準の取扱いについて 2. スプリンクラー設備を設備することを要する旅館の増築部分にかかわる設置基準について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				3. 消防法施行令等の運用について 4. ボンペット(投てき用)の取扱いについて 5. ラック式倉庫に接続する普通倉庫に対するスプリンクラー設備の令第 32 条適用について 6. 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について等の疑義について 7. 消防法施行令別表第一の取扱いについて 8. 消防法施行令別表第一の解釈について 9. 共同住宅に係る消防用設備等の特例基準適用の疑義について 10. 消防法施行令第一条第 2 項後段の規定の運用について
57	S51/ 5/22	消防予第 6 号	ハロン 1301 を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて	ハロン 1301(プロモトリフルオロメタン)を使用するハロゲン化物消火設備(以下単に「ハロゲン化物消火設備」という。)を消防法施行令第 13 条第 1 項に定める防火対象物又はその部分以外の部分に設置する事例が近年増加する傾向にある。この場合における安全性及び消火性能の一層の確保を図るため令第 13 条第 1 項に定める防火対象物又はその部分以外の部分にハロゲン化物消火設備を設置する場合の指導基準を下記のとおり定めた。 第 1 設置対象物の制限 第 2 設置基準 第 3 その他 資料
58	S51/ 5/25	消防予第 7 号	消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の容量の算定について	消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の容量は、火災発生時に消防用設備等を作動させるために必要な容量としなければならないが、一般的にはすべての消防用設備等が同時に起動することは少ないこと等を考慮し、この度自家発電設備の容量の算定方法を下記のとおり定めた。 1. 容量計算の基本的な考え方 2. 発電機の容量

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
59	S51/ 7/ 5	消防予第 26 号	漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令の全部を改正する省令の施行について(通知)	改正する省令が、昭和 51 年 6 月 7 日自治省令第 15 号をもって公布された。
60	S51/ 7/20	消防予第 37 号	電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて	消防法施行令第 13 条第 1 項は、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分について定めているが、このうち電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分における特殊消火設備(本通達においては、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいう。以下同じ。)の設置に関する基準を別紙のとおり定めた。 [別紙] 第 1 電気設備が設置されている部分に関する事項 第 2 多量の火気を使用する部分に関する事項
61	S51/ 9/ 6	消防予第 65 号	消防法施行規則の一部を改正する省令及び二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準を定める告示の施行について(通知)	昭和 51 年 6 月 7 日自治省令第 16 号をもって消防法施行規則の一部が改正され二酸化炭素消火設備等(二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備をいう。)には、消防庁長官の定める基準に適合する容器弁等(容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁)を設けなければならないこととされ、これに伴い昭和 51 年 8 月 26 日消防庁告示第 9 号が公布され、容器弁、安全装置及び破壊板の基準が定められた。 1. 規則の改正に関する事項 2. 二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準を定める告示の制定に関する事項 3. その他
62	S51/ 9/27	消防予第 73 号	既存の卸売専門店舗に対する消防用設備等の技術上の基準の特例について	昭和 49 年 6 月の消防法の一部改正に伴い昭和 52 年 3 月 31 日又は昭和 54 年 3 月 31 日までに現行の基準に従って消防用設備等の設置を義務付けられた既存の特定防火対象物については、「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和 50 年 7 月 10 日付消防安第 77 号)等で取扱いの基準を定め、全国においてはこれらに基づき既に改善指導されている

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				ところであるが、消防法施行令別表第 1 (4) 項に掲げる既存の防火対象物で百貨店(延べ面積が 1,000 m²以上の小売店舗を含む。)以外の物品販売業を営む店舗のうち、物品の卸販売を専業とする店舗については、防火対象物の利用形態その他が一般の店舗と異なる特殊な状況にあること、スプリンクラー設備を現行の基準に従って設置することが構造上困難となるものが見受けられること等を勘案して令第 32 条の運用基準が下記のとおり定められた。 第 1 特例基準の適用範囲 第 2 特例基準
63	S51/ 9/27	消防予第 74 号	二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の自主管理のための試験について	昭和 51 年 6 月 7 日自治省令第 16 号をもって消防法施行規則の一部が改正され、二酸化炭素消火設備等(二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備をいう。)には、消防庁長官の定める基準に適合する容器弁等(容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁)を設けなければならないこととされ、これに伴い昭和 51 年 8 月 26 日消防庁告示第 9 号により容器弁、安全装置及び破壊板の基準が定められたことについては、昭和 51 年 9 月 6 日付消防予第 65 号をもって既に通知したところであるが、このほど財団法人日本消防設備安全センターにおいて消火設備認定委員会を設け、消防の用に供する機械器具等認定規程を別添のとおり定め、同規定に基づき二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板について試験を行い、これに合格した、ものに対しては、その旨の認定表示を貼付することとした。 ついては、二酸化炭素消火設備等を設置するものに対する指導にあたっては、容器弁、安全装置及び破壊板については、この認定表示の貼付されたものを使用させるよう指導願いたい。
64	S51/11/ 5	消防予第 92 号	消防法施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備等の管継手について 2. 消防法施行令第 13 条に定める消火設備について 3. 消防用設備設置基準の運用に伴う疑義について 4. 消火弾の取扱いについて 5. 漏電火災警報器の試験に使用する器具について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				6. 屋内消火栓設備に設ける流量計について 7. 熱感知器の現場試験器具について 8. 耐火性を有するバスダクトについて 9. 甲種消防設備士試験の受験資格について 10. 消防用設備等の設置単位及び防火対象物の区分について 11. 既存防火対象物の増築に伴う消防用設備等の技術上の基準に関する規定の適用について
65	S51/12/ 3	消防予第 115 号	消防法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)	11 月 30 日消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 51 年政令第 301 号)が公布された。 第 1 消防用設備等の規格に関する事項 1. 消防法第 17 条第 1 項の消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準として消火器に使用する消火器用消火薬剤(二酸化炭素を除く。)及び泡消火設備に使用する泡消火薬剤(水溶性液体用泡消火薬剤を除く。)は、法第 21 条第 2 項の技術上の規格に適合するものでなければならないものとされた。 2. 消防用機械器具等に係る技術上の規格が新たに制定され又は改正された時に新規格に適合しないものを設置している防火対象物等の当該消防用機械器具等の規格に係る法第 17 条第 1 項の技術上の基準について経過措置を自治省令で定めることができることとした。 他 第 2 消防設備士試験等の手数料に関する事項 第 3 個別検定の合格の表示灯の除去等に関する事項等 第 4 施行期日等
66	S51/12/20	消防予第 129 号	防火薬液の認定試験の合格品について(第 1 次)	認定試験については、昭和 51 年 11 月 26 日付消防予第 106 号で通知したところであるが、この度別紙のものが当該試験に合格したので第 1 次分として通知する。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
67	S51/12/23	消防予第 132 号	二酸化炭素消火設備等の容器弁の認定試験の合格品について(第 1 次分)	認定試験については、昭和 51 年 9 月 27 日付消防予第 74 号で通知したところであるが、この度別紙のものが当該試験に合格したので第 1 次分として通知する。
68	S52/ 1/10	消防予第 5 号	既存の病院、診療所等の病室等に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について	「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和 50 年 7 月 10 日付消防安第 77 号)第 1、2、(1)に定める特例基準を適用する場合必要とされる防火対策について定められた。
69	S52/ 1/12	消防予第 6 号	風俗営業施設等を含む複合用途防火対象物等に対する査察等の実施について	風俗営業施設等を含む複合用途防火対象物「糖の防火対策については、昭和 51 年 12 月 28 日付消防予第 138 号をもって通知したところであるが、これら施設に対する査察等の実施に当たっては下記事項に特に留意のうえ、強力に防火査察をすすめる必要がある。 1. 風俗営業施設等を含む複合用途防火対象物等に対する査察の重点 2. 必要な措置 3. 風俗営業等取締法に基づく規制との関連について [別添] 1. 建設省住指発第 17 号(昭和 52 年 1 月 12 日) 風俗営業の用に供する複合用途建築物の防災対策について(通知) 2. 警察庁丁防発第 8 号(昭和 52 年 1 月 12 日) 風俗営業等における防災対策の推進について
70	S52/ 1/27	消防予第 12 号	消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 令通則関係 2. 特定防火対象物の遡及関係 3. 消火設備関係 4. 点検及び報告関係 5. その他
71	S52/ 1/28	消防予第 13 号	耐火電線接続部の標準工法について(通知)	耐火電線の接続工法については、従来より電線の認定にあたっての必要資料として各社独自のものを添付させていたが、各社で

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				異なり共通性に欠けていたことと、同じ工法による場合であっても、その都度資料の添付の必要があったことのため、この度別添のものを耐火電線接続部の標準工法として認め、当該標準工法による場合は工法の種別を表示するにとどめ、図面等資料の添付は要しないこととされた。
72	S52/ 2/10	消防予第 22 号	内装材の難燃措置に係る防火薬液の塗装を行う技術者の講習について(通知)	一略一
73	S52/ 2/15	消防予第 25 号	蓄電池設備及び火災予防条例準則第 13 条の規定に基づくキュービクル式蓄電池設備の自主管理のための試験合格品について	昭和 49 年 1 月 11 日付消防安第 1 号「蓄電池設備の自主管理のための試験について」及び昭和 49 年 9 月 12 付消防予第 112 号「火災予防条例準則第 13 号の規定に基づく蓄電池設備の自主管理のための試験について」に基づき、別添 1 のものが「蓄電池設備」(第 6 次分)として、別添 2 のものが「キュービクル式蓄電池設備」(第 4 次分)として、それぞれ当該試験に合格したので通知する。
74	S52/ 3/ 9	消防予第 38 号 消防危第 32 号	消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令の施行について(通知)	昭和 52 年 2 月 28 日消防用機械器具等及び塩羽化設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令(昭和 52 年自治省令第 3 号)が公布された。 1. 本省令の主旨 ※本省令により、次の(1)又は(2)に掲げる消防用機械器具等又は消火設備等で本省令の表の消防用機械器具等又は消火設備等の欄に掲げるものについては、表の技術上の基準の特例の欄に示す基準に適合するものに限り、表に定める期間は現行規格に適合するものに取り替える必要はないことになる。すなわち、本省令による特例の適用を受けるには、技術上の特例に適合することが必要であるので、点検の機会等にその確認をするなどその維持管理の徹底を図り、技術上の基準の特例に適合しないものについては、直ちに現行規格に適合するものに取り替えるようにされたいこと。 2. 本省令には、消火器用消火薬剤、消防用ホース等については規定していないが、それらは次によるものであること。 (1) 消防用吸管並びに消防用ホースに使用する差込式又はね

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				じ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具については、現行規格に適合しない者が無いものであり、また、流水検知装置及び一斉開放弁については昭和 50 年 7 月の消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 50 年政令第 215 号)の附則第 2 項及び第 4 項でその取扱いが既に定められているものであること。 (2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち昭和 40 年 6 月 1 日以後昭和 51 年 2 月 1 日前の規格に係る型式承認を受けたものは、すべて現行規格に適合するものであること。 3. 失効告示をした消火器の取扱いについて 4. 閉鎖型スプリンクラーヘッドの特例期間について 閉鎖型スプリンクラーヘッドの特例期間については 20 年と定められているが、当該既設危機についての特例期間中における機能の状態及び今後におけるスプリンクラーヘッドの機器の改良の状況等を勘案して 20 年経過前の時点で更に検討することとしているものであること。 5. 消防庁長官が定める基準について 6. 型式承認の失効告示について
75	S52/ 3/19	消防予第 47 号	二酸化炭素消火設備等の容器弁の自主管理のための試験合格品について(第 2 次)	認定試験については、昭和 51 年 9 月 27 日付消防予第 74 号で通知したところであるが、この度別紙のものが当該試験に合格したので第 2 次分として通知する。
76	S52/ 4/13	消防危第 66 号	屋外タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について	消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づく屋外タンク貯蔵所の定期点検に関し、別紙のとおり、その指導指針を定めたので、これにのっとり定期点検を行わせるよう指導されたい。また、この指針は、消防法第 16 条の 5 第 1 項の規定に基づく立入検査に関しても活用するようお願いする。
77	S52/ 4/15	消防予第 75 号	蓄電池設備の基準の一部を改正する告示について(通知)	JIS の改正に伴い用語の整備を行うとともに所用の規定の整備が図られた。
78	S52/ 4/15	消防予第 76 号	消防用設備等検査実施要領の送付について	本要領は消防法第 17 条の 3 の 2 の規定により届け出られた消

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
			(通知)	防用設備等について消防機関が行う検査の容量の目安を定めたものであり、所轄消防機関が本内容以外に設備等技術基準に適合するか否かの検査を行うことを妨げるものではない。 [別添]: なし
79	S52/ 4/28	消防危第 75 号	屋外タンク貯蔵所に係る防火へい又は水幕設備の設置について	昭和 51 年 6 月危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和 51 年政令第 153 号)により、引火性の液体を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵タンクについては、当該屋外タンク貯蔵所の存する敷地境界線との間に一定の距離を保つべきことが規定された(危険物の規制に関する政令第 11 条第 1 項第 1 号のス)が、当該規程のただし書きに基づき設置する不燃材料で造った防火上有効なへい(危険物の規制に関する規則第 19 条の 3 第 1 号)又は防火上有効な水幕設備(同条第 3 号)について、運用上の基準が定められた。 [別紙あり]
80	S52/ 5/23	消防予第 106 号	二酸化炭素消火設備等の容器弁の自主管理のための試験合格品について(第 3 次)	認定試験については、昭和 51 年 9 月 27 日付消防予第 74 号「二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の自主管理のためについて」に基づき、この度別添のものが当該試験に合格したので第 3 次分として通知する。
81	S52/ 5/31	消防予第 110 号	消防法施行令及び同施行規則に関する執務資料について	※執務資料(昭和 52 年 3 月 26 日付消防予第 54 号)の一部を訂正 1. 「13 屋内消火栓設備の設置に関する技術上の基準の特例について」の答のうち、 (1)本文中「第 12 条第 4 項」を「第 12 条第 3 の 2」とする。 (2)各項中 2 及び 3 の「真空ポンプ」を「加圧送水装置のポンプ」とする。 2. 「15 屋内消火栓設備の加圧送水装置について」の答のうち、各項中 3 の「連成計」を「連成計(又は圧力計)」とする。 [目次] 1. 研修室兼宿泊室を多数もつ防火対象物の取り扱いについて 2. 自動車修理工場及び自動車整備工場の解釈について 3. 救助袋に関する特例基準について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				4. 消防用設備等の設置基準等について 5. 商簿いう設備に関する疑義について 6. スプリンクラー設備に使用する配管について 7. 消火設備に設ける流量計について 8. 加圧送水装置「ネオサクション」の使用について 9. 火災報知設備の屋内配線に使用するケーブルについて 10. 消防設備士の受験資格について 11. 消防法施行令第8条及び共同住宅等の特例基準を適用する場合の石綿ビニル二層管の取扱いについて 12. 煙感知器用感度試験機(工業会型)の使用承認について 13. アーケード設置基準の強化見込みについて 14. 予防事務処理上の問題について 15. 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて 16. 屋内消火栓設備に係る自家発電設備の共同利用方法について 17. 既存の病院の病室等に対する特例基準の適用に関する疑義について 18. 既存の病院の病室等に対する特例基準の適用について 19. 消防法施行令別表第1の区分について 20. 農業用収納舎に対する防火対象物としての取扱いについて 21. 消防用設備(避難器具)の特例の認定について
82	S52/ 6/14	消防予第 119 号	型式承認の失効に伴う消防用機械器具等の取扱いについて(通知)	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 21 条の 5 第 1 項の規定に基づき、昭和 52 年 4 月 30 日自治省告示第 98 号をもって消防用機械器具等の型式承認の失効がなされたもので、別紙のとおりである。
83	S52/ 7/15	消防予第 142 号	消防法施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 自動火災報知設備に対する消防法施行令第 32 条の適用について 2. 消火設備の配管の兼用について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				3. ハロン 1301 を使用する消火設備（S P トマホークⅡ）の取扱いについて 4. 炉の設置位置について 5. 消防法施行令第 32 条の特例基準の適用について 6. 自動火災報知設備及び非常警報設備の設置に関する技術上の基準について 7. 外気に開放された高架工作物内を利用した駐車場の用に供される部分の規制について 8. チェーン式避難昇降危機について 9. 既存の病院、診療所等の特例基準に対する疑義について 10. 地下街の消防用設備等の設置指導について 11. 甲種消防設備士の受験資格について
84	S52/ 9/ 5	消防危第 137 号	屋外タンク所蔵所に係る防火へい又は水幕設備の設置に関する運用基準の一部改正及びタンク冷却用散水設備に関する運用指針の整備について	昭和 52 年 4 月 28 日付け危険物規制課長通達及び昭和 51 年 1 月 16 日付け消防庁次長通達をもって示した運用基準等の一部を別紙のとおり改正又は整備することとした。
85	S52/ 9/30	消防危第 145 号	既設の特定屋外タンク貯蔵所に係る臨時保安検査の実施について	昭和 52 年 2 月 15 日に施行された消防法の一部を改正する法律等により、特定屋外タンク貯蔵所について消防法第 14 条の 3 第 2 項の規定に基づく保安に関する検査（以下「臨時保安検査」）が義務付けられることとなったが、この検査の実施方法及び実施に伴う注意事項についてまとめた。 1. 本通達の適用される屋外タンク貯蔵所について 2. 臨時保安検査の申請時期について 3. 臨時保安検査の実施時期について 4. 保安検査済証の交付時期について 5. その他
86	S52/10/ 6	消防地第 204 号	消火用屋外給水施設の設置に関する運用指針について（通知）	石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 15 条の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）第 1 章第 3 節の規定に従って特定事業所に設置しなければならない消火

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				用屋外給水施設について、別記のとおり運用指針が定められた。 〔別記〕 第 1 一般的事項 第 2 新たに屋外給水施設を設置する場合 第 3 既に消火栓設備が設置されている場合 第 4 性能試験
87	S52/10/24	消防予第 204 号	工事中の防火対象物に関する消防計画について	工事中の防火対象物の防火安全対策につき、今回昭和 52 年 11 月 1 日施行の建築基準法の一部を改正する法律(昭和 51 年法律第 83 号)により、工事中の建築物の安全対策の強化が図られることになった。 〔別添 I〕 消防予第 139 号、消防安第 40 号(昭和 48 年 10 月 17 日)
88	S52/11/22	消防予第 222 号	消防法施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 消防用設備規制事務の疑義について 2. 既存の病院に対する特例基準の適用について 3. 消防用設備の設置について 4. 既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準を適用する場合の疑義について 5. 火災報知設備の屋内配線に使用するケーブルについて 6. 通達の疑義等について 7. 特殊可燃物に関する疑義について 8. 消防用設備等の工事または整備をおこなう場合の従事員について 9. 屋内消火栓設備に係る高架水槽の共同利用方式について 10. 飛行機格納庫の消火設備について 11. 移動式ストーブについて 12. 電話局等における消防用設備等の非常電源設備について 13. 誘導灯設置に伴う疑義について 14. 消防設備士試験にかかる受験資格について 15. 消防設備士免状について 16. 既存の病院に対する消防用設備等の設置について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				17. 地区公民館の収容人員の算定について 18. 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放水区域について なお、先に送付した執務資料(昭和 52 年 7 月 15 日付消防予第 142 号)の一部を次のように訂正する。 「9 既存の病院、診療所等の特例基準に対する疑義について」のうち、通知年月日及び通知番号を「昭和 52 年 7 月 15 日 消防予第 138 号」とする。
89	S53/ 1/ 5	消防予第 1 号	無線通信補助設備の性能及び設置の基準の細目について(通知)	一略一
90	S53/ 1/ 5	消防予第 2 号	シャッター等の水圧開放装置の管理のための s 事件について(通知)	一略一
91	S53/ 1/30	消防予第 22 号	簡易型火災警報器の基準について	一略一
92	S53/ 2/21	消防予第 32 号	消防法、同施行令、及び同施行規則に関する執務資料について	1. 令通則関係 2. 項の判定 3. 渡り廊下等 4. 特定防火対象物の遡及関係 5. 共同住宅等に係る特例基準 6. 消火設備関係 7. 非常電源関係 8. 避難設備関係 9. 設備士関係
93	S53/ 3/ 9	消防地第 42 号	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の運用に係る資料の送付について	一略一
94	S53/ 3/22	消防予第 40 号	複合用途防火対象物に対する防火対策及び査察の徹底について	一略一
95	S53/ 4/10	消防予第 60 号 消防危第 41 号	型式承認の失効した消火器のうち軽補正をした消火器等の特例期間の取扱いについて	一略一

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
96	S53/ 4/19	消防予第 71 号	シャッター等の水圧開放装置の自主管理のための試験合格品について(第 2 次)	一略一
97	S53/ 4/25	消防予第 78 号	防火薬液の自主管理のための試験合格品について(第 5 次)	一略一
98	S53/ 5/23	消防予第 96 号	簡易型火災警報器の設置に関する基準の細目について	一略一
99	S53/ 7/ 4	消防予第 122 号	避難器具の管理のための試験について(通知)	一略一
100	S53/ 7/ 4	消防予第 123 号	避難器具等の性能評定について(通知)	一略一
101	S53/ 7/12	消防予第 126 号	防災表示制度の運用について(第 6 次)	一略一
102	S53/ 7/24	消防予第 138 号	シャッター等の水圧開放装置の自主管理のための試験合格品について(第 3 次)	一略一
103	S53/ 7/24	消防予第 139 号	二酸化炭素消火設備等の容器弁の自主管理のための試験合格品について(第 6 次)	認定試験については、昭和 51 年 9 月 27 日付消防予第 74 号「二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の自主管理のためについて」に基づき、この度別添のものが当該試験に合格したので第 6 次分として通知する。
104	S53/ 7/28	消防地第 174 号	石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材等に係る代替措置について(通知)	一略一
105	S53/ 9/ 6	消防予第 165 号	消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 公道上に設ける歩廊の取扱いについて 2. 既存そ及に係る耐熱保護配線の疑義について 3. 二方向避難開放型住居形式の保養所における消防用設備等の設置について 4. 精神薄弱者更生施設における消防用設備等の設置にかかる消防法施行令第 32 条の特例について 5. 消防設備士講習に関する疑義について 6 消防用設備(避難器具)の特例の認定について 7. 直流電動機を使用する加圧送水装置の取扱いについて 8. 屋内消火栓設備に係る水源について 9. ハロン 1301 を使用するハロゲン化物消火設備の放出消火剤の排出措置について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				10. 煙感知器の現場試験器具について 11. 非常警報設備の配線方式について 12. 自動火災報知設備の令第 32 条の規定の適用について 13. 特殊消火設備(粉末移動式)の地下駐車場への設置の可否について 14. 避難器具の取扱いについて 15. 消防法施行令第 32 条(基準の特例)について 16. 共同住宅に係る消防用設備等の特例基準の運用について 17. パイプレスケミカルスプリンクラーに係る消防法施行令第 32 条の規定の適用について 18. 自家発電設備の共用及び共同住宅の特例基準について 19. 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について 20. 鉄格子がとりつけられているバルコニーを有する防火対象物のとりあつかいについて 21. ハロン系消火設備に関する疑義について 22. 消防用設備等設置単位に関する疑義について 23. 防火対象物の令別表第 1 の区分に係る疑義について 24. 消防用設備等の技術上の基準についての疑義について 25. 救助袋に関する特例基準について 26. 屋内消火栓設備の上水道直結について 27. ハロゲン化物ウ消火設備の取扱いについて 28. 展望タワーにおける消防法第 17 条第 1 項の取扱いについて 29. 同一敷地内における防火対象物の用途区分について 30. 誘導灯回路の自動制御による営業時間外の消灯について 31. 屋内消火栓設備の加圧送水装置及び非常電源に関する技術上の基準の特例について 32. 屋内消火栓設備の代替設備について 33. 自動火災報知設備の屋内配線に使用するケーブルについて

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
106	S53/12/15	消防予第 236 号	移動式の二酸化炭素消火設備等のホース等の自主管理のための試験について(第1次)	従来ホースリールについては「一斉開放弁の自主管理のための試験について」(昭和 49 年 2 月 12 日付け消防安第 10 号)に示すとおり、社団法人日本消火装置工業会において消火設備認定業務委員会を設け、自主管理のための試験を行い認定をしてきたところであるが、昭和 51 年 2 月 25 日消防庁告示第 2 号をもって「移動式の二酸化炭素消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準」について告示されたことにともない、この度前述の委員会においてホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールを一括して移動式の二酸化炭素消火設備等として自主管理のための試験を行うこととして、別添 1 のものが第 1 次分として当該試験に合格したので通知する。 [別添 1]：省略
107	S54/ 2/26	消防予第 33 号	避難器具の自主管理のための試験合格品について(第1次)	昭和 53 年 7 月 4 日付け消防予第 122 号「避難器具の管理のための試験について」に基づき、このたび別添のものが第 1 次分として当該試験に合格した旨財団法人日本消防設備安全センターより報告があったので通知する。 [別添]：省略
108	S54/ 3/30	消防予第 54 号	消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について	消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 54 年自治省令第 5 号)が昭和 54 年 3 月 23 日公布された。 今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 53 年政令第 363 号)が昭和 53 年 11 月 1 日に公布されたことに伴い、じゅうたん等の防災性能の基準を定める等の必要な改正を行うとともに、その他所要の規定の改正を行った。 第 1 防災規制に関する事項 第 2 消防用設備等の規制に関する事項 1. 非常電源回路の配線 2. 自動火災報知設備 第 3 消防用機械器具等の個別検定合格の表示に関する事項 第 4 別記様式第 1 号の 2 の 4、別記様式第 1 号の 4 か r 別記様式第 1 号の 6 までの一部改正に関する事項

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				第 5 別図の改正に関する事項 第 6 規定の整備に関する事項 1. 防炎性能を…… 2. 計量法第 5 条第 6 号の規定に従い…… 3. 日本工業規格の番号及び規格名称の一部改正に伴い、H3606 を H3300 のタフピッチ銅に、600V 耐熱ビニル絶縁電線を 600 V 二種ビニル絶縁電線に改めた。 4. 連結散水設備及び連結送水管に係る送水口及び放水口に関する規定について、それぞれの位置及び口金の大きさについてその規定の明確化を図るために規定の整備を行った。 5. その他の規定の整備に関すること。 第 7 施行期日等に関する事項
109	S54/ 3/31	消防危第 44 号	海上タンク貯蔵所の消火設備に関する運用基準について	昭和 53 年 11 月 28 日付け消防危第 162 号消防庁次長通達でその運用基準を示した海タンク貯蔵所の消火設備について、別紙のとおり、海上タンク貯蔵所の消火設備に関する運用基準を定めたので、海上タンク貯蔵所の消火設備については、当分の間、これにより運用すること。 〔別紙〕：省略
110	S54/ 4/ 5	消防予第 63 号	誘導灯の自主管理のための試験合格品(第 12 次)等について	一略一
111	S54/ 4/ 6	消防予第 65 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 16)	一略一
112	S54/ 4/ 6	消防予第 66 号	避難器具の自主管理のための試験合格品について(第 2 次)	一略一
113	S54/ 4/11	消防予第 70 号	簡易型火災警報器の鑑定合格品について(第 2 次)	一略一
114	S54/ 4/14	消防予第 74 号	移動式の二酸化炭素消火設備等のホース等の自主管理のための試験について(第 2 次)	昭和 53 年 12 月 15 日付消防予第 236 号「移動式の二酸化炭素消火設備等のホース等の自主管理のための試験について」に基づき、このたび別添のものが当該試験に合格したので第 2 次分とし

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				て通知する。 [別添]：省略
115	S54/ 5/22	閣議決定案	規格・基準及び検査に関する手続の改善について	－略－
116	S54/ 6/11	消防予第 113 号	消火栓等開閉弁の構造及び性能の基準の細目について(通知)	屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備に用いる消火栓の開閉弁並びに連結送水管に用いる放水口の開閉弁に関する技術上の基準の細目が明確に規定されていなかったが、屋内消火栓設備等の機能維持を図るため、消火栓開閉弁の構造、性能材質等について規定し、材料不良による破損、構造不適による接続不良等の事故が生じないようにしたものである。 当該基準に適合する消火栓等開閉弁については、財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会において、その旨の認定表示を貼付することとする予定である。 [記]：消火栓等開閉弁の基準
117	S54/ 7/14	消防予第 134 号	音響装置の基準について(通知)	－略－
118	S54/ 7/14	消防予第 135 号	予備電源の基準について(通知)	－略－
119	S54/ 8/ 7	消防予第 147 号	非常警報設備の自主管理のための試験合格品について(第 18 次)	－略－
120	S54/ 8/13	消防予第 148 号	避難器具の自主管理のための試験合格品について(第 3 次)	－略－
121	S54/ 8/13	消防予第 149 号	避難器具の性能評定について(第 2 次)	－略－
122	S54/10/ 2	消防予第 183 号	消防法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 54 年政令第 260 号)が昭和 54 年 9 月 26 日公布された。 今回の改正は、昭和 54 年 5 月 21 日の大阪での住吉ゴム(株)の火災をはじめ、最近の合成樹脂に関する火災事例にかんがみ、新たに特殊可燃物の一つとして合成樹脂類を追加したものである。 1. 改正概要 (1) 特殊可燃物の一つとして新たに合成樹脂類を追加したこと。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				(2) 合成樹脂衣類を発泡させたものと、その他のものとの区分し、指定数量を前者にあつては 20 m³、後者にあつては 3000kg としたこと。 (3) 合成樹脂類は、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くずをいい、合成樹脂にも該当する糸、ゴム類、繊維及び紙並びにこれらのぼろ又はくずを除くこととしたこと。 2. 法的効果 3. 施行日
123	S54/10/ 2	消防予第 184 号	消防法施行令の一部改正に伴う運用について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 54 年政令第 260 号)が昭和 54 年 9 月 26 日公布され、昭和 54 年 10 月 2 日付消防予第 183 号消防庁次長通達「消防法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)」を通知したところであるが、この度、改正政令の施行にあたっての運用の基準を定めた。 1. 合成樹脂類の範囲 (1) 合成樹脂類の用途に関して (2) 不燃性又は難燃性の判断について (3) 貯蔵又は取扱いについて 2. 令別表第 3 で定める指定数量について
124	S54/10/ 8	消防予第 186 号	シャッター等の水圧開放装置の自主管理のための試験合格品について(第 6 次)	一略一
125	S54/10/17	事務連絡	先般通知した「火災予防条例準則の一部改正について」に関して、下記のとおり正誤表を送付します。	一略一
126	S54/10/22	消防予第 194 号	工事中の長大トンネルにおける防火安全対策について	本年 3 月 20 日群馬県水上町で発生した上越新幹線大清水トンネル火災は、死者 16 名、負傷者 1 名を出す大惨事となった。 ー以下省略ー
127	S54/10/22	消防予第 198 号	消防法施行規則の一部を改正する省令の運用について	昭和 54 年 9 月 13 日に公布された消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 54 年自治省令第 19 号)の施行については、昭和 54

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				年 9 月 13 日付消防予第 174 号「大規模地震対策特別措置法第 8 条の規定の施行に伴う関係省令の一部を改正する省令の施行について」をもって示されたところであるが、今般その運用基準を定めた。
128	S54/10/26	消防予第 204 号	キュービクル式非常電源専用受電設備の自主管理のための試験合格品について(第 6 次)	一略一
129	S54/11/ 2	消防予第 202 号	改正火災予防条例準則の運用について	さきに次長通達「市(町・村)火災予防条例準則の一部改正について」(昭和 54 年 10 月 1 日付消防予第 182 号)をもって示したところであるが、その運用については、下記事項に十分留意されたい。 第 1 火を使用する設備及び久ぐ並びにその使用に際し火災の発生のおそれのある設備及び器具について 第 2 特殊可燃物について
130	S54/12/25	消防予第 255 号	屋内消火栓設備の代替について(回答)	昭和 53 年 11 月 9 日付消第 924 号をもって紹介のあった標記については、下記のとおり回答する。 〔下記〕：省略
131	S55/ 1/ 8	消防予第 3 号	消防用設備等の設置の促進について	一略一
132	S55/ 1/25	消防予第 13 号	誘導灯を消灯する場合の取扱いについて(通知)	一略一
133	S55/ 2/13	消防地第 56 号	消火用屋外給水施設の設置基準について(通知)	石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(昭和 55 年自治省令第 3 号)をもって石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和 51 年自治省令第 17 号)の一部が改正され、規定が改められたところであるが、改正後の規定の実施に関しては、下記事項に留意すること。 〔下記〕：省略
134	S55/ 3/ 6	消防予第 34 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 18)	一略一

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
135	S55/ 3/12	消防予第 37 号	消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 消防設備士関係 2. 消防用設備等関係 ・屋内消火栓設備のポンプの設置場所について ・駐車のに供する部分の水噴霧消火設備に関する疑義について 3. 項の判定について 4. 消防用設備等の設置単位について 5. 共同住宅の特例について
136	S55/ 4/ 4	消防予第 57 号	消火栓等開閉弁の自主管理のための試験合格品につて(第2次)	— 略 —
137	S55/ 4/15	消防予第 62 号	石油ストーブの耐震自動消火装置の作動値改正について	— 略 —
138	S55/ 6/ 2	消防予第 111 号	加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目について(通知)	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び屋外消火栓設備並びに連結送水管に用いる加圧送水装置のうち、ポンプを用いる加圧送水装置等に関する技術上の基準の細目が明確に規定されていなかったが、今回屋内消火栓設備等の機能維持を図るため、加圧送水装置の構造、在室、性能等について別添の用に定め、構造不適による性能の低下、材料不良による機器の破損等の事故が生じないようにしたものである。 当該基準に適合する加圧送水装置については、財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会において、その旨の認定表示を貼付する予定である。 [別添]：省略
139	S55/ 6/27	消防予第 130 号	移動式の二酸化炭素消火設備等のホース等の自主管理のための試験合格品について(第3次)	— 略 —
140	S55/ 7/ 1	消防危第 80 号	「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について	屋外タンク貯蔵所に係るタンク冷却散水設備及び水幕設備については、昭和 51 年 1 月 16 日付け消防予第 4 号通達別添第 1 の「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び昭和 52 年 4 月

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				28 日付け消防危第 75 号通達「防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」によりそれぞれ指導されているが、散水設備又は水幕設備の設置に際しては、これらの設備の一部又は消火設備の一部を相互に供用する場合が一般的であることにかんがみこの場合における必要事項を追加するとともに料基準の調整、合理化を図ることを目的とし、これらの基準について別紙の改正事項の概要に示す事項を内容とする改正を行った。 [別紙]：省略
141	S55/ 7/ 4	消防予第 134 号	一斉開放弁等(開放型散水ヘッド)の自主管理のための試験合格品について(第 2 次)	— 略 —
142	S55/ 7/18	消防予第 142 号	消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. ハロゲン化物消火設備(ファイアゼム)の取扱いについて 2. 消防用設備等の設置基準及び設置単位に関する疑義について 3. 予防行政事務処理上の疑義について 4. アーケードの設置基準の運用について 5. 消火設備等の遠方監視制御方法について 6. 道路の上空に設ける通路の取扱等について 7. 原子力発電所の取り扱いについて 8. 消防用設備等の設置に関する疑義について 9. 牛舎等に対する消防用設備の設置について 10. 消防法施行令第 8 条及び共同住宅等の特例基準を適用する場合の石綿ビニル二層管の取り扱いについて 11. 共同住宅に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について 12. 消火弾「ストロングパック」の取扱いについて 13. 道路上空に設ける通路の取り扱い等について 14. 共同住宅の P. S の取扱いについて 15. 共同住宅等の特例基準を適用する場合の疑義について 16. 病院等のスプリンクラー設備の設置について 17. 無人電話局舎に設けるハロゲン化物消火設備について 18. 予防業務上の疑義事項について 19. アーケードに関する疑義について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				20. 消防設備の設置の疑義について
143	S55/ 7/26	消防予第 145 号	簡易自動消火装置等の性能及び設置の基準について(通知)	現在、消防法第 17 条の規定によって防火対象物の用途、規模等に応じて消防法施行令第 7 条に定める消火設備の設置が義務付けられているが、最近、令第 7 条に定める消火設備以外の簡易な消火装置が多種多様製造、販売されている。これらのものは、令第 37 条に規定する検定対象品目に該当しないため自由に販売できるし、また、設置について何らの基準もなく、法的にも設置についての規制がない。しかしながら、その設置方法を誤れば消火効果が損なわれるばかりか、かえって危険性を増すことも考えられる。 このようなことから、この度「下方放出型簡易自動消火装置」の技術基準及び設置基準を定め、その取扱いを明確にさせた。 なお、「ダクト又はフード型自動消火装置」の基準についても追って通知する予定であり、また、これらの基準に適合するかどうかの試験は(財)日本消防設備安全センターで行う予定をしている。
144	S55/ 8/22	消防予第 170 号	非常警報設備の自主管理のための試験合格品について(第 19 次)	一略一
145	S55/ 8/23	消防予第 171 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 12 次)	一略一
146	S55/ 9/ 5	消防予第 181 号	消火栓開閉弁の自主管理のための試験合格品について(第 4 次)	一略一
147	S55/ 9/ 5	消防予第 182 号	二酸化炭素消火設備等の容器弁の自主管理のための試験合格品について(第 9 次)	一略一
148	S55/ 9/ 8	消防予第 184 号	移動式の二酸化炭素消火設備等のホース等の自主管理のための試験合格品について(第一次)	従来、移動式の二酸化炭素消火設備等のホース等については、昭和 53 年 12 月 15 日付け消防予第 236 号「移動式の二酸化炭素消火設備等のホース等の自主管理のための試験について」に基づき、社団法人日本消火装置工業会の消火設備認定業務委員会において当該試験を行い認定をしてきたところであるが、このたび、

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				認定業務が移管され、財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会において品質管理のための試験を行うこととし、別添 1 のものが第 1 次分として当該試験に合格したので通知する。 なお、品質管理のための試験に関する試験基準及び判定基準について別添 2 に添付する・ [別添 1 及び別添 2]：省略
149	S55/ 9/10	消防予第 189 号	予備電源の鑑定合格品について(第 4 次)	一略一
150	S55/ 9/10	消防予第 190 号	音響装置の鑑定合格品について(第 4 次)	一略一
151	S55/ 9/10	消防予第 191 号	簡易型火災警報器の鑑定合格品について(第 6 次)	一略一
152	S55/ 9/29	消防予第 201 号	消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の改正について	昭和 55 年 9 月 29 日消防庁告示第 8 号をもって消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の一部を改正する告示が改正された。 この度の告示改正の主旨は点検基準を定めてすでに 5 年を経過し、①関係工業会、現場の点検者、現地消防機関から点検基準について実務上の観点から改正要望があり、できる限りこれらの要望に即するよう改正することとしたこと、②点検の種類が、外観点検、機能点検、総合点検等に区分されているが、これらの点検の方法により点検すべき消防用設備等の範囲等について見直しを行い、明確化を図ることとしたこと。③点検基準に用いられている用語の意義を明確化し、その統一を図ることとしたこと、④その他法令等の制定、改正に伴い所要の整備を図ることとした。
153	S55/10/ 9	消防予第 210 号	地下街の取扱いについて	さる 8 月 16 日に発生した静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故に鑑み、地下街におけるガス保安対策の一環として、「地下街の取扱いについて(昭和 48 年 7 月 31 日付け建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務次官通達)を補いし、4 省庁に資源エネルギー庁を加えた別添通達が出された。
154	S55/10/27	消防予第 224 号	避難器具等の性能評定について(第 6 次分)	一略一

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
155	S55/11/14	報告	ガス漏れ火災対策に関する報告	本研究会は、昭和 55 年 8 月 16 日に発生した静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故に鑑み、地下街等におけるガス保安対策の樹立に資するため、ガス漏れ火災警報設備の設置の義務付け及び通報システムのあり方等について、調査研究を行った結果、別紙のとおり、その結論を得たので報告する。 [別紙]：省略
156	S55/11/17	消防予第 248 号	火災避難用保護器具等に関する基準等について (通知)	一略一
157	S55/11/28	事務連絡	「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の改正について」の正誤について	標記のことについては、昭和 55 年 9 月 29 日付 消防予第 201 号をもって通知したところですが、別添のとおり正誤がありますので訂正をお願いします。 [別添]：省略
158	S55/12/11	消防予第 266 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 20)	一略一
159	S55/12/22	消防予第 271 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 14 次)	一略一
160	S56/ 1/ 7	消防予第 5 号	消防用設備等の設置の促進について	一略一
161	S56/ 1/ 8	消防予第 5 号	加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目の一部改正について(通知)	「加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目について」(昭和 55 年 6 月 2 日付け消防予第 111 号の一部について下記のとおり改正し、昭和 57 年 2 月 1 日から施行することとした。 ①新たにポンプ性能が定格吐出量 5,000ℓ/min 以上のものについても基準を定めたこと、 ②「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年 12 月 22 日付消防庁告示第 10 号)が定められたことにより、制御盤の基準の見直しを行ったこと。
162	S56/ 1/23	消防予第 20 号	消防法施行令の一部を改正する政令の公布について	消防法施行令の一部を改正する政令が昭和 56 年 1 月 23 日政令第 6 号をもって公布され、昭和 56 年 7 月 1 日から施行することとされた。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				今回の改正は、ガス漏れ火災警報設備を地下街、特定の建築物の地階等に設置することを義務付けるとともに、連続して地下道に面して設けられた建築物の地階と地下道とを合わせたものを一体として地下街に準じた規制を行うほか、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質に係る消防長又は消防署長への届出義務に対象として毒物及び劇物のうち一定のものを追加する等を内容とする。
163	S56/ 1/23	事務連絡	「消防法施行令の一部を改正する政令の公布について」の訂正について	昭和 56 年 1 月 23 日付消防予第 20 号「消防法施行令の一部を改正する政令の公布について」について下記のとおり訂正する。 〔下記〕：省略
164	S56/ 1/24	消防予第 22 号	旅館、ホテル等の一斉点検の実施結果及び今後の防火安全指導の徹底について	－略－
165	S56/ 1/29	消防予第 29 号	旅館、ホテル等の防火管理体制及び消防用設備等の維持管理等の指導状況に関する調査報告について(依頼)	－略－
166	S56/ 1/30	消防予第 30 号	非常警報設備の自主管理のための試験合格品について(第 20 次)	－略－
167	S56/ 3/10	消防予第 52 号	消防機器検査制度研究会第一次報告書について(通知)	－略－
168	S56/ 3/27	消防予第 59 号	消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 消防用設備等の設置に係る疑義について 2. 消防用設備等に用いる管継手について 3. 消防法施行令別表第 1(6)項口の児童福祉施設の範囲について 4. 大規模な洞道の取扱いについて 5. 消防用設備等の消防法施行令第 32 条の取扱いについて 6. 道路上空に設ける通路の取扱いについて 7. 防火対象物の区分と設置単位及び消防威容設備等の技術上の疑義について 8. 避難器具の設置に係る疑義について 9. 消防用設備等の設置に関する疑義について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				10. 既存の工場にあらたに火気使用設備が設置された場合の疑義について 11. 耐火性を有するバスダクトについて 12. 共同住宅に係る消防用設備等の技術上の特例基準の適用に関する疑義について 13. 煙感知器用加煙試験機について 14. 消防用設備等の疑義について 15. 格納庫の消防用設備の設置について 16. 東京ディズニーランドにおける消防用設備等の設置指導等について 17. 消防法施行規則第 6 条第 5 項の消火器の設置について 18. 防火対象物の取扱いについて 19. 自動火災報知設備の熱感知用「加熱試験機(電池式)」の使用について 20. 外壁に設ける自然排煙用開口部の長さについて 21. 予防業務上の疑義事項について 22. 特殊可燃物の判定について 23. 格納庫の消火設備について 24. 瞬間消火ガス「ファイアNo.1」の取扱いについて 25. 消防法施行令第 8 条及び共同住宅等の特例基準を適用する場合の配管の取扱いについて 26. 消防用設備等の設置に関する疑義について
169	S56/ 4/ 1	消防予第 63 号	火災避難用保護具の認定について(第 1 次)	— 略 —
170	S56/ 4/ 2	消防予第 66 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 15 次)	— 略 —
171	S56/ 4/15	消防予第 80 号	予備電源の鑑定合格品について(第 4 次)	— 略 —
172	S56/ 4/21	消防予第 89 号	地下街に関する基本方針について	— 略 —
173	S56/ 4/21	消防予第 90 号	地下街類似のものの取扱い及び地下街におけるガス漏れ対策に関する申し合わせについて	— 略 —

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
174	S56/ 5/ 6	消防予第 104 号	消火栓等開閉弁の自主管理のための試験合格品について(第 5 次)	－略－
175	S56/ 5/ 6	消防予第 105 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 8 次分)	－略－
176	S56/ 5/ 6	消防予第 106 号	避難器具等の正の言う評定について(第 7 次分)	－略－
177	S56/ 5/ 6	消防予第 106 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 1 次)	昭和 55 年 6 月 2 日付けKK消防予第 111 号「加圧送水装置の構造及び性能の基準の細目について」に基づき、別添のものが第 1 次分として当該試験に合格した旨、財団法人日本消防設備安全センターより報告があったので通知する。 [別添]：省略
178	S56/ 5/14	消防予第 110 号	簡易自動消火装置認定試験の合格品について(第 1 次)	昭和 55 年 7 月 26 日付 消防予第 145 号「簡易自動消火装置等の性能及び設置の基準について」にもとづき、財団保いう仁日本消防設備安全センターで品質管理のための試験を行ったところ、別添のものが当該試験に合格したので第 1 次分として通知する。 [別添]：省略
179	S56/ 5/15	消防予第 111 号	防火対象物にかかる表示、公表制度の実施について(通知)	－略－
180	S56/ 5/19	消防予第 113 号	防火対象物にかかる表示、公表制度の運用について(通知)	－略－
181	S56/ 6/16	消防予第 126 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 2 次)	－略－
182	S56/ 6/16	消防予第 127 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 21)	－略－
183	S56/ 6/18	消防予第 128 号	漏電火災警報器の取扱いについて(通知)	－略－
184	S56/ 6/20	消防予第 131 号	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について	本年 6 月 20 日消防法施行規則の一部を改正する省令が公布された。 今回の改正は、本年 1 月 23 日消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 56 年政令第 6 号)が公布され、いわゆる準地下街に対

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				する規制を強化したこと、ガス漏れ火災警報設備に関する規制を新たに追加したこと等に伴い、消防用設備等の設置及び維持に関する基準の細目を定めた。 第1 消防法施行令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物に関する事項 1. 消防用設備等の設置基準 (1) 消火器具 (2) スプリンクラー設備 (3) 自動火災報知設備 (4) 誘導灯 2. 消防用設備等の点検報告 第2 ガス漏れ火災警報設備に関する事項 第3 消防設備士及び消防用設備等の点検について 第4 その他 第5 施行記述等
185	S56/ 6/20	消防予第 132 号	火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令等の施行について (通知)	— 略 —
186	S56/ 6/20	消防予第 133 号	消防法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令の運用について (通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(賞wあ56年政令第6号)が去る1月23日に公布され、これに伴い消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和56年自治省令第16号)が昭和56年6月20日に公布された。 今般その運用基準を下記のとおり定めた。 第1 消防法施行令別表第1(16の3)項に規定する防火対象物に関する事項 1. 準地下街の範囲について 2. 準地下街の通行の用に供される部分について 3. 既存の準地下街における消防用設備等の特例について 第2 ガス漏れ火災警報設備に関する事項

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
187	S56/ 6/20	消防予第 136 号	消防用設備等試験結果報告書の様式を定める告示の改正について	昭和 56 年 1 月 23 日政令第 6 号により消防法施行令が一部改正され、消防用設備等としてガス漏れ火災警報設備が新たに加えられた。これに伴い昭和 56 年 6 月 20 日消防庁告示第 6 号によりガス漏れ火災警報設備の試験結果報告書の様式が定められたことにより、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める告示の改正について」(昭和 50 年 5 月 12 日消防安第 51 号消防庁安全救急課長通達)の別添 11 の次に別添 11 の 2 としてガス漏れ火災警報設備の試験基準を追加した。
188	S56/ 6/20	消防予第 136 号	消防用設備等の点検要領の一部改正について	昭和 56 年 6 月 20 日しよぶ膨張告示第 7 号により、ガス漏れ火災警報設備の点検の基準及び点検票の様式が定められた。 これに伴い昭和 55 年 9 月 29 日付け消防予第 201 号消防庁予防救急課長通達「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の改正について」中別添「第 11 自動火災報知設備」の次にガス漏れ火災警報設備に関する点検要領を加えた。
189	S56/ 6/24	消防予第 141 号	防火対象物にかかる表示・公表制度の運用(補足)について(通知)	一略一
190	S56/ 7/14	消防予第 158 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 3 次)	一略一
191	S56/ 8/ 1	消防予第 174 号	蓄電池設備の自主管理のための試験合格品(第 11 次)について	一略一
192	S56/ 8/ 3	消防予第 176 号	フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について(通知)	下方放出型の簡易自動消火装置等の基準については、すでに「簡易自動消火装置等の性能及び設置の基準」(昭和 55 年 7 月 26 日付け消防予第 145 号消防庁予防救急課長通達)をもって通知したところであるが、この度、前記通達文中に掲げた「ダクト又はフード型自動消火装置」の基準を下記のとおり定めた。 Ⅰ 用語の意義 Ⅱ フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準等 Ⅲ 設置基準 Ⅳ 消防用設備等の代替措置

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				[別添]：フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の技術基準は省略
193	S56/ 8/13	消防予第 180 号	誘導灯の自主管理のための試験合格品について(第 14 次分)	－略－
194	S56/ 8/14	消防危第 104 号	可撓管継手の設置等に関する運用基準の取扱いについて	運用基準については、昭和 56 年 3 月 9 日付消防危第 20 号で通達したところであるが、同通達の別添「可撓管継手に関する技術上の指針」に適合したものである旨の認定を実施すべく、その試験方法及び評価基準について現在検討中であるので、指針の取扱いについては、本通知により暫定的に運用されたい。
195	S56/ 8/17	消防予第 183 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 4 次)	－略－
196	S56/ 9/ 1	消防予第 196 号	非常警報設備の自主管理のための試験合格品について(第 21 次)	－略－
197	S56/ 9/ 1	消防予第 197 号	共同住宅用継電器等の自主管理のための試験合格品について(第 10 次)	－略－
198	S56/ 9/11	消防予第 204 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 22)	－略－
199	S56/ 9/16	消防予第 213 号	表示・公表制度に関する執務資料の送付について	－略－
200	S56/ 9/22	消防予第 218 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 16 次)	－略－
201	S56/10/ 2	消防予第 234 号	火災避難用保護具等の試験方法及び判断基準の一部改正について(通知)	－略－
202	S56/10/14	消防予第 249 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 5 次)	－略－
203	S56/10/28	消防予第 257 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 17 次)	－略－
204	S56/10/29	消防予第 259 号	表示・公表制度に関する執務資料(補足)の送付について	－略－

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
205	S56/10/30	消防予第 261 号	消火栓等開閉弁の自主管理のための試験合格品について(第 6 次)	－略－
206	S56/11/10	消防予第 266 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 6 次)	－略－
207	S56/11/10	消防予第 268 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 8 次)	－略－
208	S56/11/10	消防予第 267 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 9 次)	－略－
209	S56/11/11	消防予第 270 号	消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の施行等について	消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(自治省令第 27 号)が去る 10 月 30 日に公布された。 今回の改正は、高圧ガスを充てんする消火器及び消火器の加圧用容器に設けるバルブ及び安全弁についての基準を設けたほか、指示圧力計の基準の明確化を図ったものである。
210	S56/11/17	消防予第 272 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 23)	－略－
211	S56/11/24	消防予第 276 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 18 次)	－略－
212	S56/12/ 1	消防救第 8 号	消防法施行規則の一部を改正する省令の公布等について	消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 56 年自治省令第 29 号)が制定公布され、これに伴い救急隊員の行う応急処置等の基準の一部が改正された。
213	S56/12/ 8	消防予第 285 号	避難器具の基準の一部改正について(通知)	－略－
214	S56/12/14	消防予第 291 号	消火器加圧用ガス容器の基準、蓄圧式消火器用指示圧力計の基準並びに消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁の基準について(通知)	－略－
215	S56/12/17	消防予第 297 号	加ガス試験機の基準について(通知)	－略－
216	S56/12/18	消防予第 299 号	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 56 年政令第 6 号)及び同施行規則の一部を改正する省令(昭和 56 年 6 月自治省令第 16 号)並	I 政省令関係 第 1 ガス漏れ火災警報設備の設置に係る疑義について 第 2 令別表第 1 (16 の 3)項の範囲について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
			びに消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	第 3 令別表第 1 (16 の 3) 項に係る消防用設備等の点検結果報告に関する疑義について 第 4 令別表第 1 (16 の 3) 項に係る消防用設備等の設置に関する疑義について II 疑義照会関係 1. 特殊消火設備の設置について 2. 建設省告示第 10 号と消防法施行令第 11 条第 2 項の適用について 3. 自動火災報知設備に係る中継装置の取扱いについて 4. 非常電源専用受電設備の共用について 5. 消防用設備の設置及び設置単位に関する疑義について 6. 消防用設備等の設置単位について 7. 消防用設備等の設置単位に係る疑義について 8. 建築許可等の同意及び消防用設備等の設置について 9. 消防用設備等の設置に係る疑義について 10. スプリンクラー設備に附置する送水口の設置個数について 11. 起きない消火栓設備の設置基準について 12. 腐食性ガスが発生する場所における消防用設備等の設置について 13. 予防事務執務上の疑義について 14. 消防法施行令第 9 条の解釈について 15. 消火栓用放水圧力測定器の使用承認について
217	S57/ 1/ 6	消防予第 4 号	加ガス試験機の管理のための試験合格品について(第 1 次)	— 略 —
218	S57/ 1/ 8	消防予第 5 号	加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目の一部改正について(通知)	「加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目について」(昭和 55 年 6 月 2 日付け消防予第 111 号消防庁予防救急課長通知)の一部について下記のとおり改正し、昭和 57 年 2 月 1 日から施行することとした。 今回の改正は、①新たにポンプ性能が定格吐出量 5,000ℓ/min 以上のものについても基準を定めたこと、②「配電盤及び分電盤

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				の基準」(昭和 56 年 12 月 22 付消防庁告示第 10 号)が定められたことにより、制御盤の基準の見直しを行った。
219	S57/ 1/11	消防予第 7 号	配電盤及び分電盤の基準を定める告示について (通知)	ー略ー
220	S57/ 1/11	消防予第 8 号	避難器具(救助袋)の管理のための試験について	ー略ー
221	S57/ 1/12	消防予第 10 号	移動式の二酸化炭素消火設備等のホース等の自主管理のための試験合格品について(第 4 次)	ー略ー
222	S57/ 1/12	消防予第 11 号	一斉開放弁等(開放型散水ヘッド)の自主管理のための試験合格品について(第 4 次)	ー略ー
223	S57/ 1/12	消防予第 12 号	二酸化炭素消火設備等の容器弁等の自主管理のための試験合格品について(第 10 次)	ー略ー
224	S57/ 1/12	消防予第 13 号	シャッター等の水圧開放装置の自主管理のための試験合格品について(第 7 次)	ー略ー
225	S57/ 1/12	消防予第 14 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 8 次)	ー略ー
226	S57/ 1/25	消防予第 21 号	天ぷら油による火災に対する資料の送付について	天ぷら油による火災に対する具体的な指導について、別添資料を配布した。 1. 天ぷら油の燃焼性状 2. 天ぷら火災の消火の考え方 3. 具体的な消火方法の比較 4. まとめ
227	S57/ 1/29	消防予第 25 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 9 次)	ー略ー
228	S57/ 2/10	消防予第 38 号	旅館・ホテルに係る防火安全対策の徹底について(通知)	去る 2 月 8 日、東京都千代田区永田町ホテルニュージャパンにおいて発生した火災により、多数の死傷者が出るという悲惨な事故が発生した。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				旅館・ホテル等に係る防火安全上の不備事項の是正については、すでに昭和 56 年 1 月 24 日づけ消防予第 22 号により、期限を付して改善指導を行い、違反状態が放置されることのないよう断固たる措置を講ずべき旨を通知したところである。 〔記〕 1.表示制度の促進について 2.不備事項の是正の徹底について
229	S57/ 2/23	消防予第 44 号	天ぷら油による火災に対する強化液消火器資料の送付について	— 略 —
230	S57/ 3/27	消防予第 64 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 19 次)	— 略 —
231	S57/ 3/29	消防予第 65 号	誘導灯の自主管理のための試験合格品について(第 15 次)	— 略 —
232	S57/ 4/ 1	消防予第 69 号	防災製品の品目の追加について	— 略 —
233	S57/ 4/ 6	消防予第 75 号	蓄電池設備の自主管理のための試験合格品(第 12 次)について	— 略 —
234	S57/ 4/12	消防予第 81 号	火災避難用保護具等の認定について(第 2 次)	— 略 —
235	S57/ 4/12	消防予第 82 号	消火栓等開閉弁の自主管理のための試験合格品について(第 7 次)	— 略 —
236	S57/ 4/12	消防予第 83 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 10 次)	— 略 —
237	S57/ 4/22	消防予第 90 号	自家発電設備の基準の一部を改正する件について(通知)	自家発電設備の基準の一部を改正する件が昭和 57 年 4 月 17 日付け消防長告示第 4 号をもって告示された。 本告示は、自家発電設備の基準の対象として従来「内燃機関」としていたものを、内燃機関、ガスタービン等を含む「原動機」とし、新たに追加されたガスタービンについて規定を整備する等の所要の改正を行った、
238	S57/ 4/24	消防予第 94 号	予備電源の鑑定合格品について(第 5 次)	— 略 —
239	S57/ 5/11	消防予第 109 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品に	— 略 —

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
			ついて(第 10 次)	
240	S57/ 5/13	消防予第 110 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 25)	ー略ー
241	S57/ 5/28	消防危第 59 号	可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて	可撓管継手の設置等に関する運用基準については、昭和 56 年 3 月 9 日付消防危第 20 号で通達したが、同通達の別添「可撓管継手に関する技術上の指針」中、耐震性能判断基準として、フレキシブルメタルホース又はユニバーサル式ベローズ型伸縮管継手の最大常用圧力 10kgf/cm²のものについて、耐震性能判断基準を定めた。 なお、上記フレキシブルメタルホース又はユニバーサル式ベローズ型伸縮管継手について、耐震性能判断基準を含めた指針に適合するかどうかの試験を(財)日本消防設備安全センターが行う予定である。
242	S57/ 6/ 1	消防予第 124 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 10 次分)	ー略ー
243	S57/ 6/ 1	消防予第 125 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 11 次分)	ー略ー
244	S57/ 6/ 2	消防予第 126 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 12 次)	ー略ー
245	S57/ 6/28	消防予第 142 号	型式承認の失効した消火器の廃棄処理に係る事故対策等について	第 1 型式承認の失効した消火器の廃棄処理に係る事故対策等について 第 2 消火器操作機構の統一について
246	S57/ 7/ 5	消防予第 145 号	消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 拘置所の消防用設備等の一部免除について 2. ラック式倉庫に関する消防法施行令第 32 条の規定の適用について 3. 屋外消火栓設備の設置基準について 4. ガス漏れ火災警報設備の設置について 5. 防火薬液を塗布した防火対象物の扱いについて 6. 漏電火災警報器の設置基準について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				7. ガス漏れ火災警報設備の設置について 8. 共同住宅のP Sの取扱いについて 9. 無窓階の判定、解釈について 10. 無窓階の判断について 11. 消防用設備等の設置等の疑義について 12. 消防用設備等配管継手について 13. 東京ディズニーランド内リバーボートの取扱いについて 14. ハロゲン化物消火設備(ハロンエース)の取扱いについて 15. 屋内消火栓設備設置に係る高架水槽共同利用方式の適否について 16. 消防用設備等の設置について 17. 収容人員の算定及び消防用設備等の設置について 18. 自動火災報知設備の感知器の設置方法の疑義について 19. 消防用設備等の設置単位等の取扱いについて 20. 誘導灯表示面(シンボル)の取扱いについて 21. 消防設備士試験の受験資格について 22. 特殊可燃物の規制に関する疑義について 23. 給湯湯沸設備の設置に関する疑義について
247	S57/ 7/ 7	消防予第 147 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 20 次)	一略一
248	S57/ 7/ 8	消防予第 149 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 13 次)	一略一
249	S57/ 7/13	消防予第 151 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 12 次分)	一略一
250	S57/ 8/ 4	消防予第 158 号	消防用設備等試験結果報告書の様式を定める告示の一部改正等について	昭和 57 年 8 月 4 日、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件(昭和 50 年 4 月 1 日消防庁告示第 4 号)の一部を改正する件」(昭和 57 年消防庁告示第 5 号)が公布された。
251	S57/ 8/ 6	消防予第 163 号	フード等用簡易自動消火装置の管理のための試験合格品について(第 1 次)	一略一

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
252	S57/ 8/ 6	消防予第 164 号	二酸化炭素消火設備等の容器弁等の自主管理のための試験合格品について(第 11 次)	一略一
253	S57/ 8/16	消防予第 169 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 14 次)	一略一
254	S57/ 8/16	消防予第 172 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 26)	一略一
255	S57/ 9/ 7	消防予第 182 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 15 次)	一略一
256	S57/10/ 2	消防予第 192 号	フード等用簡易自動消火装置の管理のための試験合格品について(第 2 次)	一略一
257	S57/10/ 8	消防予第 199 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 16 次)	一略一
258	S57/10/ 8	消防予第 201 号	消火栓等開閉弁の自主管理のための試験合格品について(第 8 次)	一略一
259	S57/10/18	消防予第 208 号	加ガス試験機の管理のための試験合格品について(第 2 次)	一略一
260	S57/11/ 4	消防予第 217 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 27)	一略一
261	S57/11/ 8	消防予第 219 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 16 次)	一略一
262	S57/11/ 8	消防予第 220 号	火災避難用保護具等の認定について(第 3 次)	一略一
263	S57/11/ 8	消防予第 221 号	フード等用簡易自動消火装置の管理のための試験合格品について(第 3 次)	一略一
264	S57/11/11	消防予第 224 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 13 次分)	一略一
265	S57/11/11	消防予第 225 号	避難器具等の性能評定について(第 9 次分)	一略一
266	S57/11/26	消防予第 241 号 消防危第 113 号	消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の施行について(通知)	「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」(昭和 57 年自治省令第 24 号)が 11 月 5 日に「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(昭和 57 年自治省令第

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				24号)の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令」(昭和57年自治省令第25号)及び「技術上の規格に適合する消防用機械器具等又は消火設備等を使用することができる日として定める件」(昭和57年自治省告示第201号)が11月20日に公布された。 これは消火器の安全栓についてその統一化を図るとともに、一定のエアゾール式簡易消火具を検定対象から除外する等の改正を行ったものである。
267	S57/11/26	消防予第238号	屋内消火栓設備の消火栓の操作方法の周知徹底について	屋内消火栓設備の消火栓を使用するには、①ホースを伸長する、②開閉弁を開放する、③加圧送水装置の起動スイッチを押す、の三つの操作が必要であるが、これまでの火災事例においてこれらの操作のうちいずれかの操作が行われなかったことにより屋内消火栓設備を消火作業に使うことができなかった例が見られた。 このため、日本消火栓器具工業会から、消火栓の操作方法の周知徹底を図り、火災時に確実に消火の用に供されることを目的として、操作方法を示す表示シールの企画、制作を行った旨の報告があった。 このシールは、消防法施行規則第12条第3号イに掲げる表示として認められるものである。
268	S57/11/30	消防予第243号	消防防災用設備等の性能評定について(通知)	消防防災の用に供するものとして多様な設備、機械器具等が考案されており、消防法第17条の規定に基づき設置しようとする例や、法第17条の規定とは無関係に、一般家庭等に対し普及を図る例が多くなってきている。 これらの消防防災設備等のなかには、下方放出型簡易自動消火装置のように、その性能を判断する具体的な基準(下方放出型簡易自動消火装置にあっては、昭和55年7月26日付け消防予第145号)が既に定められているものもあるが、多くのものについては基準が定められておらず、また、新しい考案に対してそれぞれに

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				適切な基準を定めることは困難である。 このため、本年8月から、従来 財団法人日本消防設備安全センターにおいて実施してきた避難器具に関する性能評定制度を拡大し消防防災用設備等のうち、あらかじめ定められた技術上の基準がないもの等についても別添の消防防災設備等性能評定制定により性能評定を実施しているところである。 〔別添〕：省略
269	S57/12/ 6	消防予第 251 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 18 次)	ー略ー
270	S57/12/13	消防予第 258 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 21 次)	ー略ー
271	S57/12/24	消防予第 266 号 消防危第 125 号	発泡性ポリスチレンビーズ等にかかる防火安全対策について(通知)	去る 8 月 23 日、三重県四日市市において発泡性ポリスチレンビーズ等を貯蔵中の倉庫が爆発炎上し、多大な被害を出したことに鑑み、消防庁に「合成樹脂類倉庫保安対策検討委員会」を設置し、別紙のとおり報告がなされた。 1. 発泡性ポリスチレンビーズ保管倉庫における保安対策 2. 成形加工工場における保安対策 〔別紙〕：合成樹脂類倉庫の保安対策について 〔資料 1〕：ガス放出に関する実験例
272	S58/ 1/ 8	消防予第 2 号	ガス機器の設置基準について	ー略ー
273	S58/ 1/10	消防予第 3 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 19 次)	ー略ー
274	S58/ 1/19	消防予第 6 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 14 次分)	ー略ー
275	S58/ 1/22	消防予第 9 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 22 次)	ー略ー
276	S58/ 2/ 8	消防予第 16 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 20 次)	ー略ー
277	S58/ 2/ 8	消防予第 17 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格	ー略ー

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
			品について(その 28)	
278	S58/ 2/16	消防予第 24 号	非常警報設備の自主管理のための試験合格品について(第 23 次)	一略一
279	S58/ 3/ 1	消防予第 32 号	消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 消防法施行令の運用に関する疑義について 2. 特殊な形態を有する防火対象物の指導上の問題点について 3. 自動火災報知設備の非火災報防止対策の実施について 4. 屋内消火栓設備に係る高架水槽の共同利用方式について 5. 消防法施行令第 22 条第 1 項第 7 号に規定する契約電流容量の決定について 6. 無人防火対象物における自動火災報知設備の監視システムについて 7. 自動火災報知設備の受信機に接続する附属装置について 8. ガス漏れ火災警報設備の設置について 9. 消火弾「プットファイヤー」の取扱いについて 10. 消防用設備等の規制に関する疑義について 11. 消火弾「ストロングバック」の取扱いについて 11-2. 消火弾「ストロングバック」の名称変更について(報告) 12. 消火用具としての消火液弾「ストロパー」について 13. 自家発電設備の起動方式について 14. 外国人に対する消防設備士免状の交付等について
280	S58/ 3/ 4	消 第 753 号	消防用設備等の規制に関する疑義について ※宮城県総務部長発 → 消防庁予防救急課長宛	1. 屋外消火栓設備について 問 1 屋外消火栓設備のポンプの操作部が、屋外消火栓の直近又は屋外消火栓箱の内部若しくはその直近の箇所に埋め込まれていない場合、消防用設備等検査済証の交付について次のいずれに解すべきか。
281	S58/ 3/ 4	消防予第 34 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 21 次)	一略一
282	S58/ 3/28	消防予第 45 号	流水検知装置の技術上の規格を定める省令の全部を改正する省令及び一斉開放弁の技術上	流水検知装置の技術上の規格を定める省令の全部を改正する省令及び一斉開放弁の技術上の規格を定める省令の一部を改正

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
			の規格を定める省令の一部を改正する省令の施行について	する省令が、それぞれ昭和 58 年 1 月 18 日 自治省令第 2 号及び第 3 号をもって公布された。 第 1 流水検知装置に関する事項 1. 改正の趣旨 2. 改正の概要 3. 施行年月日等 4. その他 第 2 一斉開放弁に関する事項 1. 改正の趣旨 2. 改正の概要 3. 施行年月日等 4. その他
283	S58/ 4/ 7	消防予第 54 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 22 次)	一略一
284	S58/ 4/ 7	消防予第 56 号	蓄電池設備の自主管理のための試験合格品(第 13 次)について	一略一
285	S58/ 4/22	消防予第 70 号	エアゾール式簡易消火具の鑑定試験の合格品について(第 1 次)	一略一
286	S58/ 5/ 9	消防予第 75 号	点滅型誘導灯の構造及び取扱いに関する基準について	一略一
287	S58/ 5/ 9	消防予第 76 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 23 次)	一略一
288	S58/ 5/ 9	消防予第 77 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 29)	一略一
289	S58/ 5/16	消防予第 82 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 15 次分)	一略一
290	S58/ 5/16	消防予第 83 号	避難器具の性能評定につて(第 10 次分)	一略一
291	S58/ 5/23	事務連絡	「点滅形誘導灯の構造及び取扱いに関する基準について」の図面差替えについて	一略一

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
292	S58/ 5/24	消防予第 91 号	下方放出型簡易自動消火装置及びフード等用簡易自動消火装置の使用温度の範囲について	技術基準については、それぞれ下方放出型簡易自動消火装置の技術基準(昭和 55 年 7 月 26 日付け消防予第 145 号通達別添及びフード、ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の技術基準(昭和 56 年 8 月 3 日付け消防予第 176 号別添に規定されているが、今般当該技術基準を下記のとおり改正する。 145 号通達基準、第 3 条(15)中括弧書き及び 176 号通達基準第 3 条(15)中括弧書きを次のとおり改める。 (十度単位で拡大した場合においてもなお消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するものにあつては、当該拡大した温度範囲。以下「使用温度範囲」という。)
293	S58/ 5/28	消防予第 93 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 24 次)	一略一
294	S58/ 5/30	消防予第 97 号	SBA-3018(陰極吸収式シール型据置鉛蓄電池)の基準を(社)日本蓄電池工業会で定めたことについて(通知)	一略一
295	S58/ 6/13	消防予第 106 号	誘導灯の自主管理のための試験合格品について(第 16 次分)	一略一
296	S58/ 6/13	消防予第 107 号	非政府機関において実施されている基準制度、認証活動の改善について	一略一
297	S58/ 6/23	消防予第 115 号	キュービクル式非常電源専用受電設備の自主管理のための試験合格品について(第 7 次分)	一略一
298	S58/ 7/ 7	消防予第 127 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 25 次)	一略一
299	S58/ 8/ 1	消防予第 141 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 26 次)	一略一
300	S58/ 8/ 3	消防予第 144 号	二酸化炭素消火設備等の容器弁等の自主管理のための試験合格品について(第 12 次)	一略一
301	S58/ 8/ 3	消防予第 145 号	移動式の二酸化炭素消火設備等のホース等の自主管理のための試験合格品について	一略一

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
			(第 5 次)	
302	S58/ 8/ 3	消防予第 146 号	簡易自動消火装置認定試験の合格品について (第 2 次)	一略一
303	S58/ 8/ 3	消防予第 147 号	フード等用簡易自動消火装置の管理のための 試験合格品について(第 4 次)	一略一
304	S58/ 8/12	消防予第 156 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格 品について(その 30)	一略一
305	S58/ 8/12	消防予第 157 号	鉄線入り板ガラス入り乙種防火戸の建設大臣 認定の取消しとそれに伴う取扱いについて	一略一
306	S58/ 8/23	消防予第 162 号	消火設備配管継手の評定について(第 1 次分)	一略一
307	S58/ 8/23	消防予第 163 号	天ぷら油消火用簡易装置の評定について (第 1 次分)	一略一
308	S58/ 9/ 2	消防予第 170 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品につ いて(第 23 次)	一略一
309	S58/ 9/ 6	消防予第 176 号	避難器具の管理のための試験合格品について (第 16 次)	一略一
310	S58/ 9/13	消防予第 181 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品に ついて(第 27 次)	一略一
311	S58/ 9/14	消防予第 184 号	避難器具の性能評定について(第 11 次)	一略一
312	S58/ 9/19	消防予第 186 号	避難上又は消火活動上有効な開口部における 網入り板ガラス入り戸の取扱いについて (通知)	一略一
313	S58/ 9/21	消防予第 189 号	消防用設備等の規制に関する疑義について ※消防長予防救急課長発 → 宮城県総務部 長宛	昭和 59 年 3 月 4 日付け消第 753 号で照会のあった件について は、下記のとおり回答する。 1. 屋外消火栓設備について 答 (1)お見込のとおり ただし、屋外消火栓設備のポンプの操作部の位置が屋外消火 栓又は屋外消火栓箱から離れている等のために、屋外消火栓設 備の使用に際して、支障がある場合は、ポンプの操作部を屋内

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				消火栓設備に関する基準に準じたものとするのが望ましい。
314	S58/ 9/29	消防危第 89 号	危険物施設における地震対策の推進について	第 1 屋外タンク貯蔵所に関する事項 第 2 製造所等(屋外タンク貯蔵所を除く。)に関する事項 〔別添〕：日本海中部地震による危険物施設の被害状況
315	S58/10/ 7	消防予第 196 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 28 次)	－略－
316	S58/10/ 7	消防予第 197 号	違反処理指導官の設置について	－略－
317	S58/11/ 9	消防予第 204 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 31)	－略－
318	S58/11/ 9	消防予第 205 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 24 次)	－略－
319	S58/11/11	消防予第 209 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 29 次)	－略－
320	S58/11/15	消防予第 210 号	自家発電設備の自主管理のための試験合格品(第 10 次)等について	－略－
321	S58/12/ 2	消防予第 227 号	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)	1. 消防計画に関すること。 2. 防火管理業務の委託者及び受託者の指導に関すること。 3. 施行期日等
322	S58/12/ 2	消防予第 228 号	消防法施行規則の一部を改正する省令の運用について(通知)	1. 消防計画に関する事項 2. 経過措置 〔様式令〕及び〔記載要領〕
323	S58/12/13	消防危第 130 号	臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政(検査・検定関係)の運用について	危険物規制関係の許認可事務のうち検査・検定制度関連について、運用の方針が定められた。 第 1 製造所等の設置又は変更の許可申請時に添付する書類について 第 2 完成検査済証の交付の迅速化について 第 3 製造所等の社内規定を消防法上の予防規定として認可することについて 第 4 保安に関する検査の申請時に添付する書類について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				第 5 一定の期間危険物を貯蔵又は取扱いが行われない屋外タンク貯蔵所等の定期保安検査について 第 6 移送取扱所の配管の両側に保有すべき空地について
324	S58/12/23	消防予第 241 号	火災予防条例準則の一部改正について(通知)	第 1 火を使用する設備及び器具に関する事項 第 2 喫煙等の制限に関する事項 第 3 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いに関する事項 第 4 罰則に関する事項 第 5 附則に関する事項
325	S58/12/24	消防予第 242 号	改正火災予防条例準則の運用について(通知)	第 1 火を使用する設備及び器具並びにその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備及び器具の設置について 第 2 喫煙等の制限について 第 3 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準の気宇亭の追加について 第 4 経過措置について
326	S59/ 1/11	消防予第 1 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 31 次)	－略－
327	S59/ 1/24	事務連絡	「火災予防条例準則の一部改正について」の訂正について	昭和 58 年 12 月 23 日付け消防予第 241 号で通知した標記について、別添のとおり訂正する。 [別添]：省略
328	S59/ 1/24	消防予第 14 号	消火装置の性能評定について(第 1 次)	－略－
329	S59/ 1/24	消防予第 15 号	消火装置の性能評定について(第 2 次)	－略－
330	S59/ 1/24	消防予第 16 号	消火装置の性能評定について(第 3 次)	－略－
331	S59/ 1/26	消防予第 19 号	消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 屋外に設けられる 3 段式駐車設備について 2. 消防用設備等に用いる配管継手について 3. 消防用設備等の設置に関する疑義について 4. 消防法施行令第 8 条及び共同住宅等の特例基準を適用する場合の配管の取扱いについて 5. 道路の上空における通路の取扱いについて 6. 共同住宅等に係る特例基準の運用に関する疑義について

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				7. 消防法第 17 条の 2 第 2 項の適用について 8. 刑務所施設の消防用設備等の設置について 9. 消防用施設等の規制に関する疑義について 10. 自衛隊の飛行機格納庫に設置する消火設備について 10-2. 自衛隊飛行機格納庫に設置する消火設備について 11. 防火対象物を接続する渡り廊下の取扱いについて 12. 非常電源として設置する自家発電設備の常用使用等について 13. 消防用設備等の設置に関する疑義について 14. 避難器具に関する疑義について 15. 簡易消火用具としての消火弾「プロントケール」の取扱いについて 16. 消防法施行令第 32 条の規定の適用について
332	S59/ 1/27	—	防火管理体制研究委員会報告に対する対応方針	1. 防火管理制度のあり方について 2. 防火管理業務の委託について 3. 旅館・ホテルにおける夜間の自衛消防体制について 4. 無人化防火対象物における防火管理体制について
333	S59/ 1/31	消防予第 20 号	加圧送水装置の管理のための試験合格品について(第 32 次)	— 略 —
334	S59/ 2/ 6	消防予第 23 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 32)	— 略 —
335	S59/ 2/22	消防予第 35 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 17 次)	— 略 —
336	S59/ 2/23	消防予第 36 号	精神病院等における防火安全対策の徹底について(通知)	さる 2 月 19 日広島県尾道市において、死者 6 名を出す精神病院火災が発生した。 精神病院等における防火安全対策の実施については、昭和 45 年 7 月 10 日付け消防予第 147 号等により …… 以下省略 [別添]：昭和 59 年 2 月 23 日 医発第 130 号
337	S59/ 3/ 5	消防危第 21 号	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について	昭和 59 年 3 月 5 日、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(昭和 59 年自治省令第 1 号)及び危険物の規制に関する

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(昭和 59 年自治省告示第 24 号)が公布され、原則として、同日から施行されることとなった。 今回の規則及び告示の改正は、丙種危険物取扱者の取り扱える危険物の範囲の拡大等を行ったほか、あわせて運搬容器の規定の整備を行ったものである。
338	S59/ 3/ 6	消防危第 22 号	製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について	昭和 58 年 9 月 29 日付け消防危第 89 号「危険物施設の地震対策の推進について」において指摘したとおり、日本海中部地震における屋外貯蔵タンク火災において泡消火設備の整備不良等により消火が遅延する事態がみられ、施設の維持管理の重要性が再認識されたところである。 施設の維持管理の一環として定期点検に関しては、既に製造所等ごとに指導指針を示しているところであるが、その重要性にかんがみ下記のとおり定期点検に関する消火設備等の点検票及び製造所等における定期点検にあたっての留意事項の整備を図った。
339	S59/ 3/27	消防予第 52 号	消防法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)	建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律により、消防法の一部が改正され、これに伴い、建築基準法施行令及び消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 59 年政令第 15 号)が昭和 59 年 2 月 21 日に制定、公布された。 今回の改正は、建築確認の簡素合理化に対応し、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等消防同意事務の簡素合理化を行うことにより特定防火対象物及び大規模防火対象物等に対する査察の徹底、防火安全上の不備事項の是正指導の推進等これからの火災予防行政の重要課題に重点的に対処できる体制の整備を図ろうとするものである。
340	S59/ 3/27	消防予第 53 号	消防法等の一部を改正する法律等の運用について(通知)	1. 消防長等への通知 2. 審査事項の合理化 3. 型式住宅 4. 建築士法の一部改正関係

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				5. その他
341	S59/ 3/29	消防予第 54 号	「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の一部改正について(通知)	令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについては、昭和 50 年 4 月付け消防予第 41 号、消防安第 41 号をもって運用を願ってきたところであるが、消防法施行令の一部改正(昭和 59 年政令第 15 号)に関連して、上記通知を下記のとおり、改正することとした。 1. 「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和 50 年 4 月 15 日付け消防予第 41 号、消防安第 41 号)を次のように改正する。 ※記 1 中「第 1 条第 2 項後段」を「第 1 条の 2 第 2 項後段」に改める。 ※記 2(1)中「30 平方メートル未満」を「50 平方メートル以下」に改め、同(2)中「30 平方メートル以上の場合」を「50 平方メートルを超える場合」に改める。 2. 今回の改正に基づく運用は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。
342	S59/ 4/ 6	消防予第 62 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 34 次)	－略－
343	S59/ 4/ 6	消防予第 63 号	フード等簡易自動消火装置の管理のための試験合格品について(第 5 次)	－略－
344	S59/ 4/ 6	消防予第 64 号	簡易自動消火装置認定試験の合格品について(第 3 次)	－略－
345	S59/ 4/ 6	消防予第 65 号	消火装置の性能評定について(第 4 次)	－略－
346	S59/ 4/10	消防予第 68 号	適マーク制度に係る金融上の措置について(通知)	－略－
347	S59/ 4/11	消防予第 69 号	消火設備の性能評定について(第 1 次)	昭和 57 年 11 月 30 日付け消防予第 243 号「消防防災用設備等の性能評定について」に基づき、性能評定された旨、財団法人日本消防設備安全センターより報告があった。
348	S59/ 4/11	消防予第 70 号	消火設備の性能評定について(第 2 次)	－略－
349	S59/ 4/14	消防予第 72 号	蓄電池設備の自主管理のための試験合格品	－略－

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
			(第 14 次分)及び認定有効期間中のものについて	
350	S59/ 5/11	消防予第 84 号	耐火・耐熱電線の自主管理のための試験合格品について(その 33)	－略－
351	S59/ 5/11	消防予第 85 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 35 次)	－略－
352	S59/ 5/12	消防予第 86 号	国際観光ホテル整備法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務について(通知)	－略－
353	S59/ 5/18	消防予第 87 号	消防法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 59 年政令第 148 号が昭和 59 年 5 月 18 日に公布され、昭和 59 年 5 月 25 日から施行されることとなった。 今回の改正は、最近の経済情勢等にかんがみ、消防設備士試験等の手数料の額を引き上げたものである。
354	S59/ 5/28	消防予第 93 号	避難器具の管理のための試験合格品について(第 18 次)	－略－
355	S59/ 5/29	消防予第 94 号	興行場法に基づく条例の一部改正等について(通知)	－略－
356	S59/ 6/ 5	消防予第 96 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 36 次)	－略－
357	S59/ 6/29	消防予第 102 号	消火装置の性能評定について(第 5 次)	－略－
358	S59/ 6/29	消防予第 103 号	配電盤等の自主管理のための試験合格品について(第 25 次)	－略－
359	S59/ 7/ 2	消防予第 105 号	加圧送水装置等の管理のための試験合格品について(第 37 次)	－略－
360	S59/ 7/ 3	消防予第 106 号	消火設備の性能評定について(第 3 次)	－略－
361	S59/ 7/16	消防予第 114 号	火災避難用保護具の認定について(第 6 次)	－略－
362	S59/ 7/24	消防予第 119 号	音響装置の鑑定合格品について(第 8 次)	－略－
363	S59/ 7/24	消防予第 122 号	エアゾール式簡易消火具の鑑定試験の合格品について(第 4 次)	－略－

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
364	S59/10/17	消防予第 146 号	消防法、同法施行令及び同法施行規則に関する執務資料について	1. 消防用設備等の規制に関する疑義について 2. 特殊可燃物を防火対象物の屋上に貯蔵する場合の消防用設備等の設置について 3. 消防法施行令第 13 条の取扱いについて 4. 消防法施行令第 8 条及び共同住宅の特例基準を適用する場合の配管の取扱いについて 5. 疑義事項の照会について 6. 用途変更に伴う消防用設備等の設置について 7. 消防用設備等の設置に伴う疑義について 8. 予防行政事務の取扱いについて
365	S59/11/ 2	消防予第 152 号	消防法施行令の一部を改正する政令について(通知)	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和 59 年政令だお 276 号)が、昭和 59 年 9 月 21 日に公布され、昭和 59 年 10 月 1 日から施行された。 この政令は、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和 58 年法律第 83 号)の施行に伴い、危険物の規制に関する政令等について所要の規定の整備を行うとともに、新たな自動火災報知設備の開発に対応して、これら設備の試験及び個別検定の手数料の額を定めるほか、外国事業者が外国検査機関の検査結果を用いて消防用機械器具等の試験又は個別検定を受ける際の手数料等の規定の整備を行った。
366	S59/11/ 5	消防予第 154 号	鑑定及び認定に係る試験合格品の通知の廃止について	消防防災の y 法に供する設備、機械器具その他の物品のうち、日本消防検定協会、(財)日本消防設備安全センター、(財)日本防災協会等における鑑定、認定等に合格した消防防災設備等については、従来、適宜その一覧表を通知したが、今般、これら試験合格品の取扱いが定着してきたことにかんがみ、事務の簡素合理化の観点から、別記試験合格品の通知は廃止することとなった。 [別記]：省略
367	S59/12/ 4	消防予第 162 号	消防法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 59 年政令第 335 号)が昭和 59 年 11 月 30 日に公布され、同日から施行された。 今回の改正は、避難器具に係る技術改良に伴い、避難器具の設

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				置及び維持の技術上の基準が改められたものである。
368	S59/12/ 5	消防予第 163 号	消火設備の評定について(第 4 次)	一 略 一
369	S59/12/11	消防予第 166 号	洞道等に関する消防対策の検討結果について	去る 11 月 16 日に発生した世田谷電話局管内の洞道火災にかんがみ庁内に設置した洞道等に関する消防対策検討会の検討結果が別添のとおりまとまった。 [別添]：省略
370	S59/12/14	消防予第 167 号 消防危第 131 号	消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)	消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 59 年自治省令第 24 号)が昭和 59 年 9 月 27 日に公布された。 第 1 火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正について 第 2 中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正について 第 3 受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正について 第 4 消防法施行規則の一部改正について 1. スプリンクラー設備に関する事項(抜粋) ①乾式又は予作動式の流水検知装置を設けるスプリンクラー設備は、デフレクターがヘッドの取付部より上方に…… ②舞台部に設けられる開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放水区域の数は、1 の舞台部につき 4 以下…… ③流水検知装置の 1 次側には圧力計を…… ④流水検知装置の 2 次側に圧力の設定を必要とする…… ⑤乾式又は予作動式の流水検知装置を設けるスプリンクラー設備は、ヘッドが開放してから 1 分以内に…… ⑥乾式又は予作動式の流水検知装置及び一斉開放弁の 2 次側配管には亜鉛メッキ…… ⑦乾式又は予作動式流水検知装置の 2 次側配管には、水を有効に…… ⑧スプリンクラー設備に加圧送水装置のポンプの吐出量は、

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				第 14 条第 5 項の規定により算出されたスプリンクラーヘッドの個数が 30 を超える場合には、毎分 3,600ℓ以上の能力を…… ⑨乾式又は予作動式の流水検知装置を設けるスプリンクラー設備の水源の水量を決めるためのスプリンクラーヘッドの個数は…… 2. 水噴霧消火設備及び泡消火設備に関する事項 3. 自動火災報知設備に関する事項
371	S59/12/15	消防予第 168 号	外国検査機関の指定について	— 略 —
372	S59/12/17	消防危第 132 号	危険物の規制に関する規則の一部改正について(通知)	昭和 59 年 12 月 15 日、危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 59 年自治省令第 30 号)が公布され、同日から施行されることとなった。 今回の改正は指定試験機関制度創設に伴う規定の整備、消火設備及び運搬容器の基準の改正等である。
373	S59/12/24	消防総第 836 号 消防予第 172 号 消防危第 134 号	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の一部(消防法及び消防組織法の一部改正部分)の施行に伴う政省令の開始について(通知)	— 略 —
374	S60/ 1/ 8	消防予第 4 号	避難器具の性能評定について	— 略 —
375	S60/ 1/30	消防予第 17 号	たん白泡消火薬剤のふっ化物処理(3 R 処理)について(回答)	経年変化により消火能力が低下したたん白泡消火薬剤の消火能力の向上を図るため、設問の処理をし、当該処理をしたたん白泡消火薬剤を、泡消火薬剤として販売する場合は新たに型式承認及び個別検定を必要とし、経年泡消火薬剤の所有者が自らこれを引き続き使用する場合は新たに型式承認及び個別検定を必要としない。
376	S60/ 2/ 8	消防予第 24 号	気体燃料を使用する後面近接設置型簡易湯沸設備の火災予防条例準則上の取扱いについて(通知)	— 略 —
377	S60/ 2/14	消防予第 30 号	消火設備の評定について(第 5 次)	— 略 —

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
378	S60/ 2/28	消防予第 42 号	消防法施行規則の一部を改正する省令等の運用について(通知)	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和 59 年政令第 276 号)の施行については「消防法施行令の一部を改正する政令について」(昭和 59 年 11 月 2 日付け消防予第 152 号)により消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 59 年自治省令第 24 号)の施行については「消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(昭和 59 年 12 月 14 日付け消防予第 167 号)により、それぞれ通知したところであるが、当該改正事項のうちスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び自動火災報知設備の設置基準に係る運用上の留意事項等について、今般下記のとおり定めたので通知する。 第 1 スプリンクラー設備に関する事項 1. 乾式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備について ①乾式スプリンクラー設備は、スプリンクラー設備の配管等の凍結による被害が生ずるおそれのある場所に主として設置するものであること。 ②以下省略 2. 予作動式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備について ①予作動式スプリンクラー設備は、万一誤って放水した場合に特に著しい水損が生ずるおそれのある場所に主として設置するものであること。 ②以下省略 第 2 水噴霧消火設備及び泡消火設備に関する事項 第 3 自動火災報知設備に関する事項
379	S60/ 3/ 5	消防予第 45 号	消火設備の評定について(第 6 次)	一略一
380	S60/ 4/13	消防予第 55 号	適マーク制度に係る金融上の措置について(通知)	一略一
381	S60/ 4/19	消防予第 56 号	消火装置の評定について	一略一

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
382	S60/ 5/10	消防庁	タンクローリー事故に係る消防対策検討会の設置について	昭和 60 年 5 月 6 日発生した東京都目黒区勘定七号線外回り路上のタンクローリー横転事故にかんがみ、当該事故からタンクローリーに関する現行の構造上の基準及び消防活動等に関して、新たに今後検討する必要がある事項を洗い出す等を目的とする検討会を消防庁に設置することとした。
383	S60/ 5/31	消防予第 72 号	消火器による人身事故の防止について(通知)	さる 4 月 12 日に北海道において、底部が腐食していた消火器を操作することにより、また 5 月 30 日には新潟県においても屋外に廃棄されていた消火器を操作することにより、それぞれ人身事故が発生し死傷者を出す惨事となった。
384	S60/ 6/12 ※消装工受付月日	—	都市施設におけるパニック防止対策報告書について(概要)	— 略 —
385	S60/ 6/17	消防予第 75 号	消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について	1. 屋内消火栓設備の代替設備について 2. たん白泡消火剤のふっ化物処理(3 R 処理)について 3. 水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物について 4. 消防用水の設置について 5. 慈母観音像における消防法第 17 条第 1 項の取扱いについて 6. 消防用設備等の設置単位について 7. 地下街の判定について
386	S60/ 7/ 5	消防予第 79 号	自家発電設備の自主管理のための試験合格品について(通知)	— 略 —
387	S60/ 7/ 9	消防予第 81 号	消火設備の評定について	— 略 —
388	S60/ 7/30 ※消装工受付月日	消防庁	昭和 60 年度消防設備保守関係功労者表彰式について	— 略 —
389	S60/ 9/30	消防予第 110 号	非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について(通知)	— 略 —
390	S60/10/14	消防予第 112 号	消防防災システム装置の機能評価と消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の特例について(通知)	近年、建築物の大規模化、高層化、複雑化等が進む一方において、新技術等により可変的な機能又は多目的な機能等を有する消防防災に係る装置・設備が開発されるようになってきた。 これら消防防災システム装置で、その機能の優良性が認められ

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				るものについては、その客観的な評価を行い消防用設備等としての設置を積極的に認め、技術開発の促進とその活用を推進することが今後の消防防災を充実していくうえで重要であるとの観点から、評価検討の場として(財)日本消防設備安全センターに学識経験者からなる消防防災システム装置評価委員会を設置することとした。
391	S60/11/12	消防予第 125 号	消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて	消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについては、「消火器加圧ガス用ガス容器の基準、蓄圧式消火器用指示圧力計の基準並びに消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁の基準について」(昭和 56 年 12 月 14 日付け消防予第 291 号)で示しているところであるが、容器保安規則第 34 条の 2 の改正により、高圧ガス取締法の対象となる容器のうち炭酸ガス、窒素等の高圧ガスを充てんする容器であって、その内容積が 120 リットル未満のものは、容器証明書の交付を廃止し、容器検査に合格した旨の記号等を刻印し、あわせて所有者の氏名等を表示することとされたことに伴い、標記交換部品の取り扱いを下記によることとされた。 〔下記〕：省略
392	S60/12/19	消防予第 140 号	消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の施行について(通知)	「消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」(昭和 60 年自治省令第 27 号)が昭和 60 年 12 月 3 日に公布された。 1. 改正の主旨 改正前の規格においては、消防用ホースの耐摩耗性を確保するため、消防用ホースはジャケットの横糸を露出することが禁止されていたが、新技術・新製品の開発を促進する等の観点から、これらの規定に代えて、耐摩耗性を摩擦試験によって確認する方法を規定した。 2. 改正の概要：省略

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
393	S60/12/27	消防予第 149 号	消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書の様式を定める告示の一部改正について	昭和 60 年 12 月 6 日付けで「消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」(昭和 60 年消防庁告示第 2 号)が公布され、昭和 61 年 1 月 1 日から施行されることとなった。 今回の改正は、昭和 59 年 9 月に行った消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)の一部改正に伴い、消防用設備ごとの消防用設備等試験結果報告書の様式のうち、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備に係る報告様式について行った。
394	S61/ 1/ 7	消防予第 1 号	特定違反對象物に対する今後の是正指導等について(通知)	一略一
395	S61/ 1/31	消防総第 67 号	国鉄等職員の採用の計画等の状況について(照会)	一略一
396	S61/ 3/10	消防予第 23 号	昭和 60 年度消防機器業界功労者表彰被表彰者の決定及び表彰式について	一略一
397	S61/ 3/13	消防予第 30 号	漏電火災警報器の設置基準の細目について	一略一
398	S61/ 3/19	—	消防法及び消防組織法の一部改正案の概要	一略一
399	S61/ 4/10	消防総第 194 号	東京サミット開催に伴う交通対策等の協力依頼について	一略一
400	S61/ 4/15	記者発表資料	国際消防救助隊(IRT-JF)合同訓練の実施並びに皇太子殿下の御視察について	一略一
401	S61/ 5/ 2	消防予第 54 号	消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について(通知)	一略一
402	S61/ 6/27	消防予第 89 号	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める告示の改正について(通知)	昭和 61 年 4 月 16 日に消防庁告示第 3 号をもって「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める告示の一部を改正する告示」が公布された。 今回の改正に伴い、「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について(昭和 50 年 11 月 13 日付け消防予第 168 号、以下「元通達」という。)」中別紙の部分について下記第 1 のとおり改められた。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				第1 元通達の一部改正について 1. 「第1 消火器具」の一部改正 2. 「第3 スプリンクラー設備」の一部改正 3. 「第11 自動火災報知設備」の一部改正 第2 留意事項
403	S61/ 8/ 6	消防予第104号 消防救第89号	消防法施行令の一部を改正する政令について (通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和61年政令第274号)が、昭和61年8月5日に公布され、昭和61年12月1日から施行されることとなった(一部については、公布の日又は昭和62年1月1日から施行)。 この政令は、最近における社会経済環境に対応し、防災対象物品の範囲から展示用の繊維板等を除くと共に、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律(昭和60年法律第102号)の施行に伴い、動力消防ポンプ等を検定の対象から除き、自主表示対象機械器具等として新たに定め、あわせて所要の規定の整備を行うほか、消防法の一部改正に伴い、新たに救急業務の対象となる事故以外の事由の範囲を定める必要があるため、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の一部を改正下ものである。 1. 防災に関する事項 2. 消防の用に供する機械器具等の検定等に関する事項 3. 救急業務に関する事項 4. 施行期日
404	S61/ 8/ 8	消防予第107号	社会福祉施設における火災予防対策について (通知)	社会福祉施設の火災予防対策については、既に昭和30年2月18日国消発第186号「保護施設等の警棒について」及び昭和37年1月25日自消乙予発第1号「病院等の火災に伴う人命事故の防止対策について」等をもってその指導方をお願いしているところである。 しかしながら、今般、現地消防機関の日頃の指導にも関わらず、神戸市所在の社会福祉法人陽気会陽気寮火災において多数の死者を出したことは誠に残念なところである。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				1. 避難路の確保等 2. 自力避難が極めて困難な者に対する措置 3. 避難訓練の強化 4. 早期通報の徹底 [社会福祉法人陽気会 陽気寮火災概要]：省略
405	S61/12/ 5	消防予第 171 号	消防防災システムのインテリジェント化の推進について(通知)	近年、建築物が大規模化、高層化・深層化、複雑化し、火災等の災害が発生した場合についての対応も、高度化、複雑化する傾向にあり、これらに適切に対応するため、より高度化された消防防災システムの整備が要請されているところである。 こうした状況に鑑み、今般、別添のとおり「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、今後この要綱にのっとり、消防防災システムのインテリジェント化に係る施策を積極的に推進することとした。 [別添]：省略
406	S61/12/10	消防予第 173 号	消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 61 年政令第 369 号)及び消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 61 年自治省令第 28 号)が昭和 61 年 12 月 9 日に公布された。 今回の改正は、最近における社会経済環境に対応し、防火管理に関する講習を甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習に区分すると共に、共同防火管理を要する防火対象物の範囲について見直しを行い、合わせて非常コンセント設備の設置及び維持に関する技術上の基準の合理化を図るものであり、非常コンセント設備に関する部分は公布の日から、その他の部分は昭和 62 年 4 月 1 日から施行することとされた。
407	S61/12/12	消防予第 177 号	耐熱電線の基準の全部改正について(通知)	一略一
408	S61/12/12	消防予第 178 号	光ファイバーケーブルの耐熱性能等について(通知)	一略一
409	S62/ 1/12	消防地第 12 号	石油コンビナート等災害防止法の運用に係る資料の送付について	1. 特定事業所関係 2. 特定防災施設等関係

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				3. 自衛(共同)防災組織関係 4. 防火管理者関係 5. 防災規程関係 6. 災害応急措置関係 7. その他
410	S62/ 1/13	消防予第 6 号	消防用設備等の試験等に係る試験器具等の取扱いについて(通知)	消防用設備等のうち自動火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備に係る試験器具等の取扱いが定められた。
411	S62/ 1/16	消防予第 8 号	誘導音装置付誘導灯等の取扱いについて(通知)	一略一
412	S62/ 2/13	消防予第 24 号	点滅形誘導灯等の設置上の取扱いについて(通知)	一略一
413	S62/ 2/17	消防予第 25 号	消防防災システムのインテリジェント化の推進について(通知)	先に「消防防災システムのインテリジェント化の推進について」(昭和 61 年 12 月 5 日付け消防予第 171 号)をもって示したところであるが、消防防災システムのインテリジェント化の推進に当たっては、下記事項に留意のこと。 第 1 消防防災システムの評価制度について 第 2 特定の防火対象物における消防防災システムのインテリジェント化の推進に係る指導等について 第 3 消防防災システムの機能評価に係る運用上の留意点について 第 4 表彰制度について 第 5 融資制度の創設について 第 6 その他
414	S62/ 2/20	消防予第 26 号 消防災第 48 号	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律の一部の施行について(通知)	一略一
415	S62/ 3/13	消防庁救急救助室	国際緊急援助隊の派遣に関する法律案について	一略一

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
416	S62/ 3/13	消防予第 31 号	パッケージ型消火設備の評定について(通知)	財団法人日本消防設備安全センターの行った別紙の性能評定の結果を踏まえ、パッケージ型消火設備を設置する場合における取扱いを定めた。
417	S62/ 3/27	消防予第 34 号	消火設備の評定について(通知)	—略—
418	S62/ 3/27	消防予第 36 号	消防法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)	消防法施行規則等の一部を改正する省令(昭和62年自治省令第7号)が昭和62年3月18日に公布された。 今回の改正は、新たな技術開発に係る検定対象機械器具等について、その形状、構造、材質、成分及び性能に係る基準が既存の記述上の規格において定められていない場合においても、積極的な対応を図ることができるように、各検定対象機械器具等に係る技術上の規格の基準の特例制度を創設するとともに、当該基準の特例制度の適用が認められた場合において、型式試験用として提出される見本の種類及び数量についても試験の方法に適した種類及び数量とすることができるものとした。
419	S62/ 3/31	消防予第 42 号	防火管理制度の改正に関する執務資料について	1. 防火管理講習に関する事項 2. 防火管理者の資格に関する事項 3. 管理権限に関する事項 4. その他
420	S62/ 4/10	消防予第 54 号	就寝施設における非常放送設備の設置の推進について(通知)	—略—
421	S62/ 4/28	消防危第 38	給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和62年政令第86号)が昭和62年3月31日に、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(昭和62年自治省令第16号)が昭和62年4月20日にそれぞれ公布され、昭和62年5月1日から施行されることとなった。 今回の改正においては、給油取扱所について、その定義、①、構造及び設備の技術上の基準、取扱いの技術上の基準並びに予防規定に関する事項に関し大幅な改正が行われたところであり、これらの改正に係る事項について、運用上の指針が定められた。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				第1 総括的事項 第2 給油取扱所の定義に関する事項 第3 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項 第4 貯蔵又は取扱いの基準に関する事項 第5 予防規定に関する事項 第6 その他に関する事項
422	S62/ 5/11	消防予第 67 号	電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故報告について(通知)	— 略 —
423	S62/ 6/18	消防予第 84 号	消防法、同施行令及び施行規則に関する執務資料について	はしけを改装したサーカス・バージ船の消防法上の規制について
424	S62/ 6/ 4	消防予第 90 号	消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について(通知)	— 略 —
425	S62/ 6/ 9 閣議	自治大臣発言要旨	特別養護老人ホーム松寿園火災について	— 略 —
426	S62/ 7/ 1	消防予第 109 号	共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について(通知)	昭和 61 年 12 月 5 日付け消防予第 170 号により共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について、この度、その細目を別添のとおり定めた。 1. 住戸等以外の独立した用途に供される部分の取扱いについて 2. 光庭について 3. 住戸用自火報について 4. 誘導灯について 5. 連結送水管及び非常コンセント設備について
427	S62/ 7/14	消防予第 118 号	消防機関へ通報する非常通報装置の取扱いについて(通知)	— 略 —
428	S62/ 8/ 1	消防予第 131 号	旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて(通知)	— 略 —
429	S62/ 8/10	消防予第 134 号	遠隔移報システム等による火災通報の取扱いについて	— 略 —

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
430	S62/ 8/28	社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会	社会福祉施設等における防火安全対策について(概要)	社会福祉施設等における防火安全対策について、社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会が取りまとめた結果の概要は、下記のとおりである。 1. 検討の対象範囲 2. 社会福祉施設等について今後講ずべき防火安全対策 3. その他
431	S62/ 8/28	事務連絡	既存の社会福祉施設のスプリンクラー設備の基準について	社会福祉施設等に係る防火安全対策については、先般、「社会福祉施設等に係る防火安全対策について」(昭和 62 年 6 月 11 日付け消防予第 97 号)により、学識経験者、関係省庁等職員等で構成する「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」の結論を踏まえて適切な対策を講ずると通知しているところである。 社会福祉施設のスプリンクラー設備の設置基準については、今後、消防法施行令等の見直しのお作業を行っていくこととしているが、別添の昭和 62 年 8 月 18 日付の事務連絡で厚生省社会局施設課から各都道府県社会福祉施設担当課へ連絡された内容のものは、本年度予算に係る既存の施設に対するスプリンクラー設備の整備のための調査に関するものであって、消防法施行令等の改正に先行して行われるものであり、スプリンクラー設備の設置基準に係る部分の内容については、消防庁も承知しているものである。
432	S62/ 9/ 1	消防予第 160 号	社会福祉施設等における防火安全対策について(通知)	去る 6 月 6 日(土)深夜に発生した東京都東村山市特別養護老人ホーム「松寿園」の火災において、死者 17 名、負傷者 25 名の犠牲者を出した。 この火災で多数の死傷者が発生した原因については現在調査中であるが、当該施設は、消防法及び建築基準法の防災関係規定等からみて、所要の措置が講じられていた施設であった。それにもかかわらず多数の犠牲者が生じたことにより、この種の施設における防火安全対策の再検討が求められることとなった。 このため、政府に「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会(委員長消防庁次長)」を設置し、社会福祉施設及び病院に

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				おける防火安全対策のあり方について調査検討を行ってきたが、今般、別紙のとおり報告がなされた。 1. 防火安全対策を実施すべき対象 2. 初期消火対策の強化 3. 消防機関への通報の円滑化 4. 避難対策 5. 防火管理体制の整備 6. 出火防止対策等
433	S62/ 9/16	消防総第 659 号	「119 番の日」の設定について	— 略 —
434	S62/ 9/24	消防庁救急救助隊	救助活動に関する基準の制定について	— 略 —
435	S62/ 9/24	消防庁救急救助隊	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に伴う国際消防救助隊出勤体制の確立について	— 略 —
436	S62/10/ 2	消防庁予防課	スプリンクラー設備等の基準改正(予定)に伴う既存の社会福祉施設・病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準案について	社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会における検討結果を踏まえて、スプリンクラー設備等の基準改正を行うに際し、既存の社会福祉施設・病院のなかには、スプリンクラー設備等を現行の基準に従って設置することが構造上困難であるものが見受けられること等特殊な状況があること等を勘案して、既存社会福祉施設・病院に対し、消防法施行令第 32 条の規定を適用する場合の特例基準については、次のとおりとする予定である。 1. 消防用設備等の種類に応じた特例措置 (1) 屋内消火栓設備 (2) スプリンクラー設備 2. その他の特例措置
437	S62/10/20	消防庁	危険物、準危険物及び特殊可燃物の見直しに関する報告書について	消防庁では、危険物等の見直しに関する検討を行うため、化学物質の危険性に詳しい大学関係の委員 10 名による危険物委員会(委員長 秋田一雄元東大教授)を昭和 58 年 9 月に設置した。 本委員会では、危険物等の指定品目について抜本的に見直し、幅広く検討を行ってきたが、別添のとおり、10 月 20 日に開催される消防審議会に報告することとなった。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
438	S62/10/26	消防予第 186 号	消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 62 年政令第 343 号)が昭和 62 年 10 月 2 日に、消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 62 年自治省令第 30 号)が昭和 62 年 10 月 23 日にそれぞれ公布され、昭和 63 年 4 月 1 日から施行されることとされた。 今回の改正は、昭和 62 年 6 月 6 日の東京都東村山市特別養護老人ホーム「松寿園」の火災をはじめとする最近における火災の実態に鑑み、社会福祉施設等についてスプリンクラー設備等を設置すべき防火対象物の範囲を拡大すると共に、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置及び維持に係る技術上の基準の合理化等を図るものである。 第 1 屋内消火栓設備に関する事項 第 2 スプリンクラー設備に関する事項 第 3 動力消防ポンプ設備に関する事項 第 4 その他
439	S62/10/26	消防予第 187 号	社会福祉施設等に係る防火安全対策に関する消防法令の運用について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 62 年政令第 343 号)が昭和 62 年 10 月 2 日に、消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和 62 年省令第 30 号)が昭和 62 年 10 月 23 日にそれぞれ公布され、社会福祉施設等に係る防火安全対策に関し、所要の改正が行われたことについては、昭和 62 年 10 月 26 日付け消防予第 186 号により通知したところであるが、今般、これらの改正に関する運用基準を下記のとおり定められた。 第 1 屋内消火栓設備に管する事項 第 2 スプリンクラー設備に関する事項 第 3 その他
440	S62/10/27	消防予第 188 号	既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について(通知)	昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令の一部が改正され、同施行令別表第 1(6)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあっては、スプリンクラー設備の設置の義務付けを床面積の合計が 6,000 m²以上から 3,000 m²以上とされ、昭和 63 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。これに伴い、既存の病院についても昭和 71 年 3 月 31 日までに、現行の基準に従ってスプリンクラー設

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				備の設置が義務付けられたところであるが、既存の病院の中にはスプリンクラー設備を現行の基準に従って設置することが困難であるものが見受けられること等特殊な状況にあること等を勘案して、既存の病院に対し、消防法施行令第 32 条の規定を適用する場合の特例基準が定められた。 1. 防火区画等による特例措置 2. スプリンクラー設備に係る特例措置 3. その他
441	S62/10/27	消防予第 189 号	既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について(通知)	昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令の一部が、また昭和 62 年 10 月 23 日に消防法施行規則の一部がそれぞれ改正され同施行令別表第 1(6)項ロに掲げる防火対象物のうち、土規則において、身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所する社会福祉施設として指定された 15 施設にあっては、スプリンクラー設備の設置の義務付けを従来の床面積の合計が 6,000 m²以上から 1,000 m²以上とし、また、屋内消火栓設備の設置の義務付けを、主要構造部を耐火構造としたもの等についての延べ面積の倍読み規定の適用を廃し、一律に延べ面積が 1,000 m²以上のものとされ昭和 63 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。これに伴い既存の社会福祉施設についても昭和 71 年 3 月 31 日までに現行の基準に従ってスプリンクラー設備又は屋内消火栓設備の設置が義務付けられたところであるが、既存の社会福祉施設のなかにはスプリンクラー設備等を現行の基準に従って設置することが困難であるものが見受けられること等特殊な状況にあること等を勘案して、既存の社会福祉施設に対し、消防法施行令第 32 条の規定を適用する場合の特例基準が定められた。 1. 消防用設備等の種類に応じた特例措置 (1) 屋内消火栓設備 (2) スプリンクラー設備 2. その他

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
442	S62/12/ 2	消防予第 204 号	スプリンクラーヘッドの取付工事の不良による放水事故防止について	先般、防火対象物に設置されたスプリンクラー設備において、スプリンクラーヘッドの取付工事の不良により、下記 1 に示す放水事故が発生している。 については、今後これらに係るスプリンクラーヘッドの取付工事の不良による放水事故を防止するために、下記 2 に掲げる事項について、貴工業会会員に周知徹底を図ると共に事故防止にご協力願いたい。 1. 事故概要 2. 事故防止対策
443	S62/12/ 4	消防予第 205 号	既存の社会福祉施設等において、屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造し設置する場合等における留意事項について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 62 年政令第 343 号)により、新たに消防用設備等の設置義務が生じることとなる既存の社会福祉施設等に係る特例基準については、「既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和 62 年 10 月 27 日付け消防予第 188 号)及び「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和 62 年 10 月 27 日付け消防予第 189 号)により通知したところであるが、今般、同通知中に示している、既存の屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造する場合の方法等に係る留意事項を定めた。 1. 既存の屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造する場合における留意事項について 2. 新たにスプリンクラー設備を設置する場合における留意事項について [別添]: 既存の屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造する場合における改造例
444	S63/ 1/ 5	消防予第 1 号	既存の社会福祉施設における屋内消火栓設備の代替としてのパッケージ型消火設備の評定について(通知)	消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 62 年政令第 343 号)により、新たに屋内消火栓設備の設置義務が生じることとなる既存の社会福祉施設に係る特例基準については「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和 62 年 10 月 27 日付け消防予第 189 号)により通知したところ

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				ろであるが、今般、同通知中に示した、屋内消火栓設備の代替としてのパッケージ型消火設備が性能評定された旨、財団法人日本消防設備安全センターより報告があったので通知する。
445	S63/ 1/ 5	消防予第 2 号	特定違反對象物に対する是正指導の推進について(通知)	—略—
446	S63/ 1/20	消防予第 10 号 消防危第 8 号 消防震第 4 号	老人保健法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について	老人保健法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(昭和 63 年政令第 2 号)が昭和 63 年 1 月 4 日に公布され、昭和 63 年 1 月 20 日から施行されることとなった。 この政令は、老人保健法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(昭和 63 年政令第 1 号)により、老人保健法等の一部を改正する法律(昭和 61 年法律第 106 号)の規定のうち老人保健施設に関する部分が昭和 63 年 1 月 20 日から施行されることに伴い、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 条)、大規模地震対策特別措置法施行令(昭和 53 年政令第 385 号)等の関係法令の一部をそれぞれ改正したものである。 第 1 「病院」の定義 第 2 消防法施行令の一部改正 消防法施行令別表第 1(6)項口に定める防火対象物として老人保健施設が追加されたこと。 第 3 大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正 第 4 施行期日
447	S63/ 2/ 2	消防予第 15 号	消防機関へ通報する非常通報装置の設置等に係る留意事項について(通知)	—略—
448	S63/ 2/ 2	消防予第 19 号	消防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について	消防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(昭和 63 年自治省令第 2 号)が昭和 63 年 1 月「20 日に公布され、同日から施行された。消防法施行令別表第 1(6)項口に定める防火対象物として老人保健施設が追加されたことは、「老人保健法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				する政令の施行について」(昭和 63 年 1 月 20 日付け消防予第 10 号)により既に通知したところであるが、今回の改正は防火安全上の見地から老人保健施設を身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所する防火対象物として位置づけようとするものである。 第 1 改正内容 第 2 既存の老人保健施設に消防法施行令第 32 条を適用する場合の特例基準 第 3 老人保健施設「に関する特例的な取扱い 第 4 その他
449	S63/ 2/ 5	消防危第 15 号	移動タンク貯蔵所等の立入検査結果について	ー略ー
450	S63/ 2/12	消防予第 21 号	銅管及び銅管継手の評定について(通知)	この度、財団法人日本消防設備安全センターの行った別添の性能評定の結果を踏まえ、銅管及び銅管継手を設置する場合における取り扱いを定めた。
451	S63/ 2/16	消防予第 26 号	遠隔移報システム等による火災通報の運用等について(通知)	ー略ー
452	S63/ 2/19	消防予第 31 号	病院等における防火安全対策の推進について(通知)	社会福祉施設等における防火安全対策については、消防法施行令及び同施行規則の改正事項をはじめ「社会福祉施設等における防火安全対策について」(昭和 62 年 9 月 1 日付け消防予第 160 号通知)により指導願っているところであるが、今般、別添のとおり厚生省保険政策局長から各都道府県知事あて通知(昭和 63 年 2 月 6 日付け健政発第 56 号)されたところであり、病院等における防火安全対策に係る指導にあたっては、当該通知を参考とするとともに衛星部局と連携を図り、より一層効果を上げるよう努められたい。 [別添]: 健政発第 56 号「医療施設における防火・防災対策要綱の制定について」
453	S63/ 2/26	消防予第 32 号	既存の社会福祉施設における屋内消火栓設備の代替としてのパッケージ型消火設備の評定	ー略ー

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
			について(通知)	
454	S63/ 3/ 8	消防予第 35 号	消防法、同施行令及び施行規則に関する執務資料について	1. アーケードにおける消火足場の設置基準について 2. 消防用設備等の設置について 3. 共同住宅の P S の取扱いに関する疑義について 4. 屋内消火栓設備の乾式について
455	S63/ 3/10	消防庁	昭和 62 年度消防機器業界功労者表彰式について	ー略ー
456	S63/ 3/18	消防予第 46 号	2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について(通知)	既に「社会福祉施設等に係る防火安全対策に関する消防法令の運用について」(昭和 62 年 10 月 26 日付け消防予第 187 号)で通知しているところであるが、今般別添 1 のとおり「2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る評価基準」を定め総合的評価を実施することとした。 1. 評価基準に基づく 2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合評価については、日本消防検定協会において鑑定として実施するものであること。 ※以下省略
457	S63/ 3/23	消防庁消防課	消防団活性化対策の総合的、計画的な推進について	ー略ー
458	S63/ 3/23	消防庁	消防法の一部を改正する法律案の概要	1. 危険物の範囲の見直し等 2. 危険物取扱者試験の受験資格 3. その他所要の規定の整備 4. 施行期日等
459	S63/ 4/ 8	消防予第 56 号	既存の社会福祉施設における屋内消火栓設備の代替としてパッケージ型消火設備の評定について(通知)	ー略ー
460	S63/ 4/12	消防予第 58 号	消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について(通知)	ー略ー
461	S63/ 4/22	消防庁救急救助課	航空機の搜索救難に関する協定への消防庁の参加について	ー略ー

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
462	S63/ 4/26	消防予第 64 号 消防震第 30 号	精神衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について(通知)	精神衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(昭和 63 年政令第 89 号)が昭和 63 年 4 月 8 日に公布され、昭和 63 年 7 月 1 日から施行されることとされた。 この政令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(昭和 63 年政令第 88 号)により、精神衛生法等の一部を改正する法律(昭和 62 年法律第 98 号)が昭和 63 年 7 月 1 日～施行されることとされたことに伴い、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)、大規模地震対策特別措置法施行令(昭和 53 年政令第 385 号)等の関係政令の一部をそれぞれ改正したものである。 第 1 消防法施行令の一部改正 1. 消防法施行令別表第 1(6) 項口に定める防火対象物として精神障害者社会復帰施設が追加されたこと。 2. 経過措置 第 2 大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正 第 3 施行期日
463	S63/ 4/27	消防予第 65 号	加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目の一部改正について(通知)	加圧送水装置等の構造及び性能に係る技術上の基準のお細目については、「加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目について」(昭和 55 年 6 月 2 日付け消防予第 111 号)により運用しているが、今般 111 号通知のうち、「加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目」を別添のとおり改正した。 今回の改正は、消防法施行令第 11 条第 3 項第 2 号に新たな屋外消火栓設備の基準が設けられたことに伴い、定格吐出量の少量のポンプが出現するため、電動機の始動方式の区分等の整備、ポンプと非常動力装置の接続方法の明確化を図ると共に、日本興業規格の改廃に伴い所用の整備を図るものである。 [別添]：省略
464	S63/ 4/28	消防予第 66 号	消防法施行令等の改正に伴う税制上の措置について(通知)	一略一
465	S63/ 5/24	消防総第 385 号 消防予第 75 号	消防法の一部を改正する法律の公布について	第 112 回国会で成立した消防法の一部を改正する法律は、昭和 63 年 5 月 24 日法律第 55 号をもって公布された。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
		消防危第 69 号		今回の消防法の一部改正は、 第 1 危険物の範囲の見直し等に関する事項 第 2 製造所等の許可の取り消し等に関する事項 第 3 危険物取扱者試験の受験資格の緩和に関する事項 第 4 危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令に関する事項 第 5 罰則その他所要の規定の整備に関する事項 第 6 施工期日等
466	S63/ 6/14	消防予第 81 号	社会福祉施設等に係る消防用設備等の実態調査結果について	— 略 —
467	S63/ 8/ 1	消防予第 100 号	消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について(通知)	消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備は、常用電源が停電した場合において、消防用設備等を有効に作動させるために必要な出力を確保していることが必要であることから、その出力の算出に当たっては「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の容量の算定について」(昭和 51 年 5 月 25 日付け消防予第 7 号)により運用願っているところであるが、自家発電設備に係る出力の算定方法については、自家発電設備に係る技術、信頼性の向上等の動向に鑑み、かねてより(社)日本内燃力発電設備協会に設置されている出力計算専門委員会において、検討を行っていたところであり、今般、その検討結果を踏まえ下記のとおり定めた。 第 1 出力計算の基本的な考え方 第 2 自家発電設備の出力の算定 第 3 その他
468	S63/ 8/ 3	消防予第 106 号	地下街の取扱いについて	「地下街に関する基本方針について」(昭和 49 年 6 月 28 日付け消防予第 90 号、消防安第 63 号)により、運用願っているところであるが、今般、地下街に関する基本方針のうち、地下街と他の建築物の地下階を接続する場合の取扱いについて、地下街中央連絡協議会において別添 1 のとおりその取扱いが定められ、通知された。

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				また、日本国有鉄道の改革及び行政組織の改正に伴い、「地下街の取扱いの運用について」（昭和 48 年 10 月 18 日付け建設省都計発第 97 号）についても別添 2 のとおり改正が行われている。 なお、「地下街の取扱いについて」（昭和 48 年 7 月 31 日付け建設事務次官、消防庁長官、警察相次長、運輸省事務次官通達）についても別添 3 のとおり改正を行っている。 [別添]：省略
469	S63/ 8/12	消防予第 102 号	既存の社会福祉施設における屋内消火栓設備の代替としてのパッケージ型消火設備の評定について(通知)	－略－
470	S63/ 8/25		石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案関係資料	－略－
471	S63/ 9/ 9	消防予第 120 号	簡易自動消火装置等の性能及び設置基準の一部改正について(通知)	簡易自動消火装置等の性能及び設置の基準については、「簡易自動消火装置等の性能及び設置の基準について」（昭和 55 年 7 月 26 日付け消防予第 145 号）により運用しているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正したので通知する。 今回の改正は、消火薬剤にハロン 1301 を使用する場合の設置基準を貞あめたこと。技術基準に温度センサー型感知部を加えたことその他所要の整備を行ったものである。
472	S63/ 9/20	消防予第 134 号	蓄積型感知器と蓄積式中継器又は蓄積式受信機を接続する場合の留意事項について	－略－
473	S63/ 9/22	消防予第 136 号	パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について(通知)	「既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準の運用について」（昭和 62 年 10 月 27 日付け消防予第 188 号）及び「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の運用について」（昭和 62 年 10 月 27 日付け消防予第 189 号）において、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じた防火対象物に、スプリンクラー設備に替えてパッケージ型自動消火設備を設置することができる」とされている。 今般、自動消火設備に係る性能及び設置の基準並びにその取扱

No.	公 布 年/月/日	通知・通達番号等	標 題	概 要
				い上の留意事項が定められた。 第 1 自動消火設備の構造及び性能について 第 2 自動消火設備の設置について 〔別添 1〕：パッケージ型自動消火設備の技術基準 〔別添 2〕：表示の様式
474	S63/ 9/22		消防設備士免状のカード化について	－略－
475	S63/11/24	消防予第 162 号	老人保健施設における防火安全対策の推進について(通知)	今般、厚生省大臣官房老人保健福祉部長より「老人保健施設における防火、防災対策について」が通知された。 〔別添〕：老健第 24 号(昭和 63 年 11 月 11 日)「老人保健施設における防火、防災対策について」
476	S63/12/ 9	消防予第 172 号	消火器に係る人身事故防止の徹底について(通知)	－略－
477	S64/ 1/ 7	消防総第 11 号	天皇陛下崩御に際しての弔意奉表について	－略－